

第108回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和4年6月9日(木曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	千 種 和 英	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	小 林 裕 和
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	尾崎基彦	書記	垣内克巳
	書記	橋本倫法		
説明のため出席 した者の職氏名 (13名)	町長	庵途典章	副町長	坪内頼男
	教育長	浅野博之	総務課長	幸田和彦
	情報政策課長	三浦秀忠	企画防災課長	江見秀樹
	健康福祉課長	木村昌子	高年介護課長	古市宏和
	農林振興課長	井土達也	商工観光課長	真岡伯好
	建設課長	重崎勇人	教育課長	宇多雅弘
	生涯学習課長	谷邑雅永		
<p>〈備考〉 午前出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 健康福祉課長 農林振興課長 商工観光課長 建設課長 教育課長 午後出席者・・・町長 副町長 教育長 総務課長 情報政策課長 企画防災課長 健康福祉課長 高年介護課長 農林振興課長 生涯学習課長 委員会室待機 ■午前 情報政策課長 企画防災課長 税務課長 住民課長 高年介護課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 生涯学習課長 ■午後 税務課長 住民課長 商工観光課長 建設課長 上下水道課長 上月支所長 南光支所長 三日月支所長 会計課長 教育課長</p>				
欠席者 (名)				
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（小林裕和君） おはようございます。

議員の皆様、また、町当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会には、9名の議員より一般質問を受け付けております。本日より、2日間の日程で会議を開催いたしますが、発言者には、大所高所からの政策を建設的立場で当局と議論していただくよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中に守るべき事項を遵守していただくようお願いいたします。

それでは、直ちに日程に入りますが、議員席の一部変更等について報告します。

議会でも新型コロナウイルス感染防止対策を実施しています。議場における3密を避ける取組として、議員席の間隔を広く取るために仮設席を設け、3人席の高見寛治議員と岡本義次議員に席の変更をお願いしています。

また、当局についても説明職員の出席を最少人数とし間隔を広げて着席いただいております。

議場内では適切なマスクの着用をお願いしていますので、ご理解をお願いします。

なお、質問席並びに答弁席にはアクリル板を設置し飛沫の飛散防止対策を行っています。発言者並びに答弁者のマスクの着用については、各自の判断で対応をお願いします。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（小林裕和君） 日程第1は、一般質問であります。

9名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆さん、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

今、皆さんのお家では田植えの最中と言いましょうか、もう既に終わっておるところもありますけれど、まだ、残って、これからというところもあります。秋には、それが、たわわに実って豊作になればと思っております。

そして、コロナもひといきと比べて、少しはワクチンを打つことによりまして、前ほどの勢いは、ちょっと、収まったかに見えております。ですから、日本の国も外国の観光客の受け入れを1万人から2万人に多くするというので、多くの方が日本にみえますと、旅館、ホテル、そして、運輸、そして、食事、そういうところにお金が落ちまして、経済の交流がよくなってくると思っております。

ウクライナとロシアの戦争につきましては、長期戦で痛ましいことではありますが、1日も早く収束すればと願っておるところでございます。

私も今日は、佐用町に来てもらうためにはということで、一般質問をさせていただきます。

佐用町に来てもらうためには、今、会社に勤務していなくても、リモートとかインターネットでやりとりできるようになりました。

都会から星のきれいに見える佐用に来てもらい、天文台で星を見て心を癒し佐用に泊り、7日とか10日ぐらい佐用に滞在し、自分の家へ帰る。そういうことをしてもらおう。そして、佐用に住みたいと言うことになれば、家を新築するなり、空き家をリフォームして来てもらおう。そういうふうに、少しでも町外から人が来てもらうように、そして、また、西新宿や大日山の向坂には、空き家が10軒ほどあります。

若州のように企業に呼びかけて滞在型か、別荘のようにできないでしょうか。ここは今、空き家に登録されているのか。また、インターネットが使えるようになっているのか伺います。ここを有効利用できるように、できないのでしょうか。

また、姫新線を利用して、佐用に来てもらい、姫路からの運賃の半額を町が持ち、天文台や平福の町並み、飛龍の滝や西新宿のしょうぶ園等に案内し、笹ヶ丘荘にも泊ってもらうような方法はできないのか。

前の河川敷でアユのつかみ取りや串焼きや水辺の遊び等アウトドアをもっとインターネットやスマホでPRしていますか。

例えば、利神城のことや上月合戦をスマホで鬼滅の刃のように物語をつくり、それを見た方は、例えば、ワンコインの500円要りますと、入れておいて、そして、それを積み立てて、将来の利神城の城づくり、何十年か先にも、そういう取組をしていかなければならないと思います。

平福の隅々の家にフジバカマを植えて、アサギマダラのチョウを呼べば、マスコミが取り上げてくれて、観光客がどんどんと来るようになると思う。

私たち、ほっとネット373のメンバーが既に活動し、去年も多くのアサギマダラが来ました。多くの人たちがカメラやビデオを持って平福に来てくれました。

商工観光課もフジバカマを植える鉢とかポットですね。平福地区の各お家に支給をできないのか。そのことについて、この場からの質問といたします。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今議会、今日、明日、2日間にわたる一般質問につきましては、9名の議員の皆さんからの通告をいただいております。それぞれ、議長、御挨拶いただきましたように、建設的な議論をさせていただければと思いますので、どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、最初に岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

岡本議員からのご質問、最初、佐用に来てもらうためにはということについての内容でございます。

まず、ご質問にあります西新宿や大日山・向坂の10軒ほどの空き家の空き家バンク登録とインターネットの状況及び有効活用ができないのかというご質問であります。まず、この地域の空き家バンク登録につきましては、まだ、1軒もございません。

インターネットにつきましては、光ファイバー、もう全部敷設しておりますので、お

申し込みをいただければ、町内の全域、全てご利用がいただけるようになっております。

有効活用につきましては、議員もご存じのとおり、町内全域には、ざっと今、1,000軒を超えるような空き家が存在をしているわけでありまして、本町では、平成28年度に空き家バンク制度を設立をし、官民協働により空き家の有効活用を進めているところでございます。

前年度までの成約件数につきましては73件というふうになっております。

また、ビジネスプランコンテストの応募者や町の新規創業事業などにおきましても、空き家を有効活用し新たな事業に取り組む例も生まれておりまして、西新宿や大日山に限らず、町内全域の空き家が、移住や新規創業、観光や地域コミュニティなど様々な用途に少しでも有効に活用されるよう引き続き、今後とも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、笹ヶ丘荘の利用促進ということについてでございますが、笹ヶ丘荘の宿泊者の運賃を負担するというような施策は考えておりませんが、笹ヶ丘ドームのグラウンドゴルフと宴会や宿泊をセットにしたプランとか、青少年のスポーツ合宿向けのプランなどは、好評の中で、既に、実施をいたしておりますし、昨年度は智頭急行と笹ヶ丘荘によるモニターツアーを実施し、今年度は、上月城と利神城をめぐって笹ヶ丘荘に宿泊するモニターツアーを、既に国の観光庁にも申請をしているところでございます。

これまで、申し上げておりますとおり、今後も、笹ヶ丘荘の利用促進については、いろいろと工夫をしながら鋭意努力してまいります。

次に、インターネットやスマホでPRしているかのご質問でございますが、町では、ホームページのほかフェイスブックやユーチューブ、ラインを活用して、観光協会では、ホームページのほかフェイスブックやインスタグラムを利用して、情報を発信しております。なお、アニメを利用したPRについて、観光協会の理事会でも、そのようなことについても検討されたという経緯がございますが、鬼滅の刃のように、話題になるような作品制作には、莫大な費用がかかることから、これに町で取り組むようなことは、これはできない。不可能だろうということで、見送られたというふうに報告を受けております。

最後に、フジバカマを植える鉢・ポットを平福地域に支給できないかとのことで、ご質問でございますが、本町では、当然、平福地域に限定したお話ではありませんが、花と緑の協会において、花と緑の普及のための支援制度というのがございますし、町観光協会においても、会員を対象とした観光推進のための補助制度もございますので、具体的な、それぞれ要望なり、お話がございましたら、それぞれに一度ご相談をいただき、そうした制度に合致するようであれば、これを十分、活用いただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、最初のご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 私たちも、ほっとネット373というグループがおりまして、平福で、この前もフジバカマの苗を育てるために、草取りしたり、また、花を大きくするということで、みんな汗を流して頑張ってきました。

そして、昨年もご存じのように、平福とか、延吉の新田坂の一部で、アサギマダラが、やっぱりフジバカマを植えておるところに飛んできてまして、たくさんの方が、カメラやビデオを持って来てくれました。

そういう方が来てくれるということは、やはり、食事してくれたり、また、土産買った
り、いろいろなところで、お金を落としてくれる効果があるわけでございます。

ですから、それを、今、町長、おっしゃったように、そういう平福に限らず、私も、笹ヶ
丘のところにも、やっぱり、こういう空いたところに、笹ヶ丘荘と一体となって、フジバ
カマを植えて、アサギマダラが来るようにと、そしたら、これをマスコミが取り上げれば、
必ず、たくさんの方が、やはり来てくれると思います。ですから、そこらへんについて、
新聞社とか、そういうマスコミ関係にも、やはり、その季節が来れば、商工観光課として、
ある程度、連絡して、来てもらうような手立てというのは、どのようにお考えなんでしょう
か。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 町内にもほっとネット 373 のように、そうした活動を継続して、取
り組んでいただいている団体があること、大変うれしく思います。やはり、これは、そう
した地道な活動を全町域に広げていくという、これやはり継続して行って、これ実施して
いただくことが重要でもありますし、それを、また、いろんな、町、外に向けて、発信して
いくという、こういう努力というのは、観光政策としても大事なところであります。

ですから、ひまわりでありますとか、平福でありますとか、先ほどのアサギマダラにつ
いても、どんどんと、町内に広がっていけば、それは、また、新聞社、報道機関も、マスコ
ミも取り上げてくれます。

商工観光課等におきまして、また、情報政策課においても、そうした情報というのは、
当然、マスコミのほうにも、発信をしておりますので、やはり、それを継続して取り組
んでいただくということを、今後とも、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） どんどんと、やっぱり発信することによって、佐用は、こんないい
ところがあるんやでと。季節、季節に、ルピナスとか、ひまわり、そして、そういう西新宿
のしょうぶ園とかいうことで、しょうぶ園も 6 月 10 日、6 月に開園ということで、私たち
も応援に、ずっと行かせてもらっておりますけれど、やはり、そういう、いいところが季
節ごとにたくさんありますので、ですから、私たち、ほっとネットのメンバーも 373 号線
の沿線が少しでも元気に活性化できるようにということで、先だってもサイクリングの自転
車のしました。そしたら、たくさんの方がサイクリングで上郡から八塔寺のほうへ行っ
たり、また、笹ヶ丘のほうへ来て、また、上郡へ帰るといふようなルート。そして、佐用もサ
イクリングの取り上げてやられておまして、たくさんの方が、佐用のほう、ずっと、サ
イクリングで走られております。

ですから、そういうことによって、佐用のイメージが、どんどん向上していくと思ひま
す。

ですから、ほっとネットのメンバーが自衛隊と一緒にあって、災害のテクノで炊き出し
をして、カレーとかおにぎりとか、そしてまた、宮本武蔵が釜坂峠を通過して、平福に、お
母さんに会いに来ていたところを、岡山の方と一緒に釜坂峠に道路の改善ということで、バ

ラスを引いたり、休憩する椅子をつくったり、そういうようなことを、一緒にやってきたわけでございます。

ですから、何事も、一足飛びに、いっぺんにはできませんが、そうやって、コツコツと継続していくことによって、それがよくなっていくということになれば、今言うた、平福の方も一緒になって、フジバカマをずっと植えて、各家にアサギマダラが飛んでくるといふことになれば、大変、どう言うんですか、素晴らしいことじゃないかと思うんですよ。

ですから、やはり、各家でフジバカマを植える、これぐらいなポットぐらいは、商工観光課長として買えないんでしょうか。各家に。そこらへんは、どうですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 先ほど、町長の答弁でもございましたとおり、観光協会におきましては、そういった観光の推進にかかる事業に対する補助制度も設けておりまして、会員の皆様の中で、そういうご要望がありましたら、申請をしていただいて、趣旨と合致すれば補助をさせていただきます。そんな、大変な額ではございませんけれども、ポットなんかでしたら、購入していただけるということもございます。

ただし、岡本議員がおっしゃっていただいておりますことは、地域の皆様のご要望であり、それから、協力が、これ抜きにしては語れないところでございまして、こちらから一方的に植えていただくためにポットを配るとか、そういったことではなしに、地域を挙げて取組をされる場合は、そこから出られております会員の皆様から申請をいただければ、そういった形で応じさせていただけるのではないかなというふうに考えておりますし、平福につきましては、既に、自治会や地域づくり協議会、それから、地元の有志の方が、いろいろ消防団まで協力されて、フジバカマに取り組んでおられるというふうに、私どもも承らせていただいておりますし、それから、今年度については、既にもう、佐用小学生が40人ぐらい平福へ行きまして、苗を植えて、フジバカマを育てているというようなことも、地元も取組をされておりますので、そういった形で、別に平福地域というだけではなしに、佐用全域で、そういった取組をされるのであれば、また、こちらのほうにご相談いただければ、既存の補助制度の中でも何とかかなるという内容でございますから、予算の範囲内で対応をさせていただけると思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11番（岡本義次君） 今、小学校の子がフジバカマを植えに来てくれたり、佐用高校の生徒が草刈りに来てくれたりということで、一緒になって、そういう一体の中で、そしたら、その地域の人が、そういう申請を挙げれば、観光協会としても考えて、補助も出していくと、こういうことですね。それで、いいんですね。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君）　　そういった地域の皆様の総意の中で、先ほども申し上げましたとおり、今、私が申し上げたのは、観光協会がやっております観光推進の補助金のご話でございますので、その制度に合致すれば対象にさせていただくということで、対象も、町長の説明にもありましたとおり、観光協会の会員の方が実施される事業という形になっておりますので、当然、いろんな地域の方の中に観光協会員がいらっしゃいますので、そういった方から申請をいただいて、それが補助の内容に合致すればさせていただけるということでございますので、個々具体の例によりまして、ご相談いただければ、それによって、対応をさせていただくという形になろうかと。

ですから、ここで申請いただければ、全て対応になるかというご質問に対しましては、それは、なかなか「はい」とは言い切れない部分がございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

〔岡本義君　挙手〕

議長（小林裕和君）　　岡本議員。

11 番（岡本義次君）　　全部ということには、なかなか難しいと思いますけれど、しかし、やはり、そういう身近な、できることからやっていかんと、その輪は広がっていかないと思いますので、ひとつまた、力入れて、商工観光課としても、そういう町外の方に来てもらうという意味で、頑張ってもらいたいと思います。

この質問は以上といたします。

2 番目に入りますが、耕作放棄に対策をとということで、今、日本の食料自給率は 38% でございます。

ウクライナで戦争が起きて多くの方が亡くなっていますし、食料の小麦等が輸出できず世界中が混乱しております。

日本もヨーロッパ並みの 65%。ヨーロッパは、各自分とこの食料自給率 65% に、ある程度の過保護をして、国が政策として取り組んでおりますので、いっぺんに 60% は難しいかも分かんないですけど、日本も 45% ぐらいにして、一時して、ずっと、そういうふうにしていかんと駄目だと思います。

今、田畑を守り、どうにかやられておりますけれど、トラクターやコンバインや田植え機でも 200、300 万円します。跡取りがいれば買う人もいらっしゃるでしょうけれど、買うのを諦める方が多いと思います。そうすると、佐用の至る所がほ場整備したところでも、草も刈ることができず、草ぼうぼうというふうになると思います。

この先、年老いて、田畑をつくれないう方が増えてくると思いますが、町長は、これに対して、どのような対策を取られますか。お伺いいたします。

議長（小林裕和君）　　はい、庵途町長。

〔町長　庵途典章君　登壇〕

町長（庵途典章君）　　それでは、岡本議員からの 2 つ目の耕作放棄の対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

この農業の問題につきましては、これまでにも、長年にわたって、いろんなご提案も、議論もさせていただいてきているところであります。なかなか、日本の農業、非常に厳しいといえますか、国においても、政策も非常に、次々と変わって、いろんな制度もつくら

れて、何とか、農業を維持していこうという努力はしてきているわけではありますが、やはり社会情勢、日本の農業そのものの構造的な問題も、非常に厳しいものがありますので、簡単に、これが解決ができる方法がないというのが現状で、ただ、その中で、皆さんが、いろいろと工夫しながら、国においても、そういう制度をつくって、いろんな支援をして、農業の維持を図っているという現状であろうと、そういう現状であろうかというふうに、まず、お答えをさせていただきたいと思います。

議員、ご発言のとおり、世界有数の穀倉地帯であるウクライナへのロシアの侵攻戦争の影響によって、小麦を中心とした穀物の供給が世界的にひっ迫をしてくれております。さらに食料以外にも、農業用肥料の原料となる塩化カリウムなど、原料の多くを当該地域からの輸入に依存しているために、それらの価格が高騰をしているところであり、併せて、原油高に起因する物価の上昇が続いている状況であるというふうに、心配をしております。

JA全農においては、配合飼料価格が過去最高値を記録しており、さらには、肥料の原料の調達先を他の国に変更するなどして、農業者の経営維持のために努力をしておりますが、大幅な、そうした肥料についても値上げをせざるを得ないという状況にあり、農業者にとっても、非常に、これから厳しい状況になろうかというふうに聞いております。

一方、佐用町における農業経営の実態を見ますと、全農家の約70%が第2種兼業農家であり、経営規模は、1ヘクタール未満が8割を超えております。農産物の販売額が100万円に満たない農家は9割を超え、農業で生計を立てられている農家の方は、ごく僅かであるのが現状であります。

多くの第2種兼業農家の方は、自家消費を主たる目的として、先祖から受け継いだ農地を耕作されているというふうに思いますが、議員のご発言のとおり、農業用機械は高額であり、「機械を買うくらいなら一生分の米が買える」というふうに言われる方が多い中、それらの機械が使えなくなったタイミングで、耕作を止められる方が多いのではないかとこのように考えております。第2種兼業農家の戸数は、この10年間で約半減をしており、また、ほ場整備を実施した農地においても、既に、耕作を放棄された農地も多く見受けられるのが、佐用町の今の現状であります。

そこで、質問でございます、佐用町の今後の農業行政についてでございますが、少子高齢化、過疎化が進む中において、担い手として農業に従事していただける方に対するの支援を、国や県と歩調を合わせて、継続して進めてまいりたいというふうに考えております。

そして、町内全域で、それぞれの地域における農地や農業の将来を考えていただく、これまで人・農地プランと言っていた地域計画の策定を進めると同時に、農地中間管理事業等を活用して農地を集積し、担い手の育成に努めていきたいというふうに考えております。

さらに、耕作条件の向上のために、土地改良事業等実施可能なところは、国や県の補助事業を活用しながら、この事業も推進をしてまいります。

一方、小規模農家や棚田等条件不利地に対しましては、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などの事業を積極的に活用していただくとともに、収穫した農産物を少量でも農産物直売所に出荷していただける体制を整えておりますので、少しでも、そうした農地を活用していただいて農業所得の向上を図っていただく中で、耕作放棄地を増やさないように、努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、ご質問に対する、この場での答えとさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君）

岡本議員。

11 番（岡本義次君） その農業だけで、どう言うんですか、経営されておるという方は、やはり戸数としては、少ないですけど、兼業の方が大部分であります。8割ということで、しかし、そういう方が、今、元気な間は、今、自分たちがトラクターやコンバイン、耕運機でも持ってしておりますけれど、それが、壊れて使えなくなった時には、今、言いましたように、何百万もするような機械だったら、もうよう買わんということで、諦められる方が多くなってくると思います。

ですから、今、大酒で集団でやられたり、また、各地域で、そういう若い方が一緒になって、機械を一緒に使って、よその田んぼも一緒に耕作したりされておるわけでございますけれど、個人の方には、どう言うんですか、ちょっと、農林振興課長にお尋ねしますが、個人の方が、そういうマメコンとか、そういう農業機械を買う場合に、何ぼぐらいな補助というのが出ておるのでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） そういった小規模の方に対する農業機械の購入の補助の制度はございません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 大型機械の、そういう補助はあるけれど、各小規模の各個人のはないということでございますけれど、やはり、何ぼかでも、10%なりでも、やはり、そういう補助をしてやらないと、もう今、町長が言われたように、ほ場整備したいところでも、もう全部年がいったら草刈りもできんようになって、佐用町は至る所で草ぼうぼうというのか、放棄地が増えてくると思います。そしたら、余計、どう言うんですか、虫がわいたり、また、二次災害、悪いほうの、そういう弊害が出てくると思いますので、やはり、その方たちが、ちょっとでもつくって、今、言われたように、マックスバリュや、平福の道の駅とか、上月の駅でやられておる、そういうふうなところへでも、自分が何ぼかでも出すというようなことで、そういうことができなくなってくると思うんですよ。

ですから、どうでしょう、やっぱり、ちょっとは見てやらんとあかんのんじゃないんですかね。そこらへん、町長、どうでしょう。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） やはり、今の日本の農業を考える時に、どうしても条件不利地というのは、非常に多いですし、小規模であります。そういう中で、国としては、農地を集積をして、効率化を図るということ、これを大きな柱として、最近まで進めてきたところで、す。

ただ、やはり、日本の農業として、私たちの町のような中山間地域、これが普通、大部分の日本全体の中の農業の実態、地域、自然条件の国でありますので、先ほど、質問にも

ありましたウクライナとか、ああいう穀倉地帯のような、非常に広大な農地があるわけではない。

ですから、やはり日本の農業というものを、これから維持・継続していこうとすれば、日本型の小規模な農業も、これも支えていかなければならないと。これは、やはり国としても、今、そういう方向に、また、いろいろと政策が出されてきているところです。それが、多面的機能の直接支払いとか、そうした、中山間地域の直接支払制度、これは、やはり農業というのは、機械だけの問題じゃないんですね。それは、やはり水利の問題、農地、農道とか、そういう全体を、ちゃんと維持していかないと、実際、農業というのはできない。だから、それを、地域みんなで、支えていくような、この制度として、こうした中山間地域に対する直接支払制度というような、多面的機能を維持していく、そういう制度の下に、そうした支援を行うという制度ができていくわけです。

このことは、今まで、ずっと私、岡本議員にもお答えをさせていただいてきたところです。だから、それによって、今、水土里会というのを佐用町内にもつくって、各集落みんな加入をしていただいて、今、80集落ぐらいが、これに参加をさせていただいているというふうに思っております。

一方、そうは言っても、その農業を営んで、やっぱり産業として、これからも農業に取り組んでいただく、専業農家、また、大規模農家、担い手と言われる、そういう人たち、これも育成していかなきゃいけないと。だから、そういうところには、重点的に、そうした大型、特に、大型機械、農業機械というのは、数百万円、1,000万円を超えるような、そういう農業機械ですから、それに対して、国も支援、補助制度を補助をし、それに合わせて、町としても一緒に随伴補助をするというような形で何とかそういう農業機械もそろえて、しっかりと地域農業の中核として取り組んでいただこうと。これは、大酒だけではない。各地域、三河のほうでも、また、取り組んでいただいておりますし、また、佐用のほうでも、新しい農業法人も設立して、今、取り組んでいただいている。そういうところは、しっかりと、私は、町としても支えていきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど申し上げました小規模な農地、農業について、これもむやみやたらに、何でも補助しますということでは、やはり公金を支出するわけですから、やはり効果的なものに投資をしていかなきゃいけない。そういう中で、佐用町として、今、ずっと、そうした人材、後継者を育てていくために、農業者を育てていくために帰農塾、そして、今、農の匠塾ということで、野菜の栽培とか果樹の栽培とか、そういうことに小規模でも取り組んでいただける人を、今、育成をしている。それから、そこで生産していただいたものを、今、直売所においても、加工所を含めて、新たに整備を、今、取り組んでおります。

これは、生産する人から出荷をしていただき、そして、それを販売をしていくという、一連のやっぱり、そうした農業、農産物をしっかりと消費者にも喜んでいただけたところまで持って行かないと農業を続けることができないわけです。そういう方に対しては、今後の取組としては、そういう塾を終了していただいたり、技術を習得していただいて、計画的に農産物の直売所等にも出荷をしていただく、そういう方に対しての、そうした支援、その中で農業機械、大規模じゃなくても小さな機械としても必要があれば、そういうものに限定をしながら支援をしていく制度も、今後の検討としては、私は、必要だというふうに思っております。

ただ、家庭菜園だけで、家の周りだけの、そういうところに使われる機械にまで、今のところ全て補助を出すようなことまでは、今のところ、私は考えておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君）

岡本議員。

11 番（岡本義次君）

マックスバリュでも、やはり何がよく売れるかっていったら、毎日の、そういう野菜とか、そういう食料は1日3度の食事しますし、今、ウクライナでロシアと戦争しておりますけれど、そういう油とか水素とか、いろいろなエネルギーについては、よそから代替えとして買ったりしておりますけれど、食料でも、やっぱり作るのに半年なり1年かかるわけですね。ですから、そういう年が入ったもの、そうやって年季を入れてつくっていくかと、私、思うんですけれど、佐用でもタケノコでもたくさん出ますけれど、もうみんな放ったらかしですね。それから、ほかのキウイにしても、それから柿でも。そういうようなのも、タケノコでも、やはり、どこか集荷所集めたら、缶詰にでもして、そういう出荷して、ひとつ、そういう使い道をできるように、柿でも吊るし柿にしたら、姫路なんかでも、高く売っていますよ。ですから、私は、やっぱり、そういうような、何もかも、みんな自分とこで取るんも取らんような格好で放ったらかしにしておるでしょう。あれもったいないと思いますよ。

そして、新聞なんかでも、テレビで見ても、アフリカとか東南アジアでも、その食料自給率いうんか、食べる物もなくて困っておる人があって、それでもなおかつ先進国は3分の1を食料放棄したりして、そういう矛盾があります。

ですから、そういうふうなことも、まあ、それは、世界の中のうまい流通ができていないかどうか分かんのですけれど、せめて日本の国だけでも、そうやって佐用で取れるものは有効に活用して、できるようにしてもらったり、農林振興課長にお尋ねしますけれど、そういうタケノコとか柿とか、そういう、たくさんできて放ったらかしというやつを、キウイにしても木になりっ放しで放っているところいっぱいあります。見よったら。そういうやつを、ちょっとでも一か所に集めて有効に使って、そして、みんなに買って食べてもらったり、自分とこでも、ちゃんと食べれるようにしていくということは、何か、お考えありますか。

議長（小林裕和君）

答えれますか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（小林裕和君）

はい、井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君）

確かに、たくさんの果実なりなって収穫されていないところも、もちろん存じております。

ただ、それぞれには、それぞれの持ち主さんがいらっしゃるわけで、その方が誰かに頼まれて出荷されるとかということのをされますと、先ほど、町長が申しましたように、直売所で売っていただける体制も整えております。量も少量から受け入れられるようにしています。

ただ、なっているからといって、ほかの人が勝手に取って出荷するというわけにもいけないので、そこは、何て言うのですかね、持ち主の方が中心に考えていただければ一番いいというふうに考えています。

併せて、先ほども申し上げました、人・農地プランにかわる地域計画ですね、要は、農地を耕作できなくなった方々が、地域の中で考えていただくんですけれども、あと10年後どうなるかなという中で、担い手なりを地域で育てていこうということが、これから大事になってくると思っておりますので、そこを、これから推進してまいりたいというふうに

考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 担い手を育てていくといっても、田舎におる人は、若い人は働くところが少ないがために、街へ出てしまつて就職すると。そしたら、家に残っておるのは、おじいちゃん、おばあちゃんばかりになって、その方も年がいったらよう作らんと。

大村さんみたいに、街から来てくれはって、一緒にこうやってして下さる方もいらっしやいますけれど、少ない。数は。

ですから、そういう家の人が柿とか、今のキウイにしても、タケノコにしても、よう取らんにしても、そこの方に了解だけ、自治会長にでも聞いて、それを缶詰にでもして、いわゆる、そういうような、いろいろなことに利用して、使えるようなことを、また、課長、考えてみてください。宿題としておきます。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そんな宿題もらつても、できないことを言われても困りますので、岡本議員も十分お分かりと思いますけれども、全く食料がなくて、何でも、そこにある物、何でも誰もが食べるというような状況になれば、当然、それは、また、1つの商品、食料として利用されるんでしょうけれども、今、果樹にしても、今言うタケノコなんかにしても、産地というものがあり、市場に出てくるものは、それなりに、ちゃんと管理をして、きちっと生産をして、商品として、それだけの価値のあるもの、消費者がやっぱりほしい、食べたいというものでないと、何でも、そこにあるもの出せば売れるものではありませんし、そういうもの出荷したり、そういう加工しようとするれば、当然、相当の労力、誰がするんですか？

それは、やはり、経済として成り立たないと、事業として成り立たないとできないわけですよね。

ですから、やっぱり果樹、柿1つにしても、消毒をし、摘果をし、剪定をして、やっぱり、それなりの商品として、消費者の方が評価いただけるもの、だから、そういう技術というものがないと、また、それは商品にならないわけです。

ですから、今、私たちは、そういうことに取り組んでいただく方、だから、婦農塾、そして、農の匠塾、そこで、桃、栗、柿、そういうものの栽培技術というものを習得していただいて、それを、自分の空いている農地、耕作放棄になってしまっている農地に自分たちで、それぞれが植えていただいて、そういうものを、今度、出荷していただく。やっぱり、時間がかかります。だから、今、あるから、そこになっているから、そういうものを出して、加工して出したら、それでいいんだ。できるということでは、私はないということで、そういう取組を、今、しておりますので、そのことは今まで、ずっと、議員にもお話をさせていただいているところでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（小林裕和君） 岡本議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長がおっしゃったように、それは、いいものとして出そうとすれば、それは、どう言うんですか、大きな、立派な、ええやつ作らんとあかんということになるんですけれど、タマネギでも、大きくても小さくても、それからニンジンでも、

議長（小林裕和君） 岡本議員、通告書から、今の議論は少し外れてきていますので、通告書に基づいたような質問をしてください。

11 番（岡本義次君） いや、農業の中で、どうするんじやいうことであればね、それは、当然、そういうような大きいでも、こもうても味は一緒ですからね、そういうやつを、もうよう作らんとする人のところを、了解だけ得たら、その人たちが作っていったらいいんじゃないと思うんですけどね。

そこらへんについては、また、今後の課題として、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

いろいろな難しさはありますけれど、やはり、できることからやっていかんと、前へ進まんということでございますし、やっぱり、もったいないという精神の下でやっていただいたら。そして、誰がやるんじや言うたら、やってやろうという人にやってもらったらいんですよ。何も、その人に特定せんでもね。ということで、この問題は以上といたします。

また、ひとつ力入れてやっていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、5 番、大内将広議員の発言を許可します。大内議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 5 番議席の公明党の大内将広です。よろしくお願ひします。

本日は、3 点の質問をさせていただきます。

まず、1 点目ですが、道路問題について、県道下庄佐用線 240 号線県境拡幅工事ほかになります。

町内の道路問題について、拡幅が必要と思われる場所や通行に支障が生じている場所が散見されます。

特に、3 点についてお伺ひします。

①点目ですけれども、県道下庄佐用線、240 号線になるんですが、県境の拡幅工事の件ですけれども、東中山から岡山県に通る道で一部道が狭く蛇行した道で危険であります。町からも後押しして、早期拡幅工事に取り組むべきと思ひます。

②点目は、町北部、国・県・町道にかぶさる樹木伐採の件ですが、樹木が、かぶさると通行しづらだけでなく、折れ木や落葉により通行が妨げられます。高齢化と過疎化、人手不足のため、伐採が困難になっています。

③点目ですが、町北部降雪地域の除雪の件ですけれども、枝分かれの道や家までの道は、各自において、また、近隣で協力しながら除雪を行っていました。だが、高齢化と過疎化、人手不足の影響で除雪が困難になってきています。また、高齢者、子供が利用している智頭線石井駅舎前も除雪していないことがありまして、そこも除雪できないかということ、町としての見解をお伺ひします。

2点目以降は、質問席からさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） はい、庵途町長、答弁をお願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からのご質問、まず、最初の道路問題についてのご質問にお答えをさせていただきます。

最初に町内の道路網について、ちょっと触れさせていただきますと、佐用町内には、国道が2路線、179号線と373号線。そして県道が19路線。町道については約1,800路線ございます。このうち、国道、県道につきましては兵庫県光都土木事務所が管理をし、町道につきましては、当然、佐用町が道路管理者となっており、道路改良、修繕、冬季の除雪等を含めた維持管理を行っているところでございます。

また、そのほかにも、道路としては、農道、林道、それぞれあるわけですが、それぞれについて、なかなか、今、管理の手が回っていないという状況ですけれども、管理につきましては、それぞれの管理者というのが行うという形になっております。

まず、①点目の県道下庄佐用線県境の拡幅工事の取組についてというご質問であります。未改良部分について、早期拡幅工事に取り組むべきだと思うがどうかということですが、当然、私も、そういうところを、できるだけ早く改良してほしいという思いで、県当局にも要望をして、また、協議もしているところであります。

町内には、ただ、多くの、先ほど申しましたような19路線、県道があり、これまでも順次、改良について取り組んできていただいております、かなり拡幅、改良ができたところもあり、皆さんも毎日、通行されている時に、昔と比べれば、非常に通りやすくなったというふうに思われているところも多いと思うんですけれども、しかし、これも長年にわたって、順次計画的に取り組んできた結果でありまして、なかなか、たくさんの事業費、予算が必要になります。

これを短期間に、一気に改良ができないという状況、このことについては、まず、ご理解をいただきたいと思えます。

そういう中で、県道下庄佐用線、この案件について、この状況をお答えさせていただきます。

県道下庄佐用線は、佐用の町中から江川を南北に縦断をし、岡山県へと抜ける道路であり、この道路につきましても、長年にわたり道路改良に取り組んできていただいております。ただ、そうした未改良区間も残っているというのが現状であります。

現在、大畠地域内において、改良工事を行っていただいております、この工事区間につきましても、年度内に完了するというふうに聞いております。

また、ご質問の県境付近につきましては、岡山県側の改良工事は完了をしていることから、兵庫県側の取合部分整備の検討を、現在、行っているというふうに聞いております。

なお、県境手前のヘアピンカーブ部分については、ルートの検討も必要なことから、別案件として整備が必要であると認識をしていると聞いておりますので、今後、残る部分を含めて、県へ引き続き要望を行いたいというふうに思っておりますが、これもルートまで含めた改良という形になりますと、かなり大きな工事になりますので、中長期的な事業になるかというふうに思われます。

また、この路線に限らず、町内で改良整備の必要な県道、必要な箇所というの、まだまだ、たくさんありますので、町といたしましても、県や国、兵庫県に対しまして、この少しでも早く早期に整備ができるように、継続して要望を行ってまいりたいと思っております。

次に②点目の町北部、国・県・町道にかぶさる樹木伐採の件ということでありますが、町北部に限らず、町全域におきましての対応となりますが、先ほども申し上げましたように、国県道に関しましては、光都土木事務所の管轄となり、道路パトロールによる確認や地元の要望箇所等において必要と判断された場合には随時、これを伐採していただいております。

町道におきましては、通行に支障のある支障木につきましては、毎年、主に冬季に集中して支障木の伐採を行っております。これ以外にも職員による道路パトロールや地元からの要望等により、必要と判断したものは随時伐採を行っておりますが、町道も非常に路線、また、その道路延長も長いものであり、また、山林、町道に接する山の管理が、なかなかできないということで、そうした樹木が非常に大きくなっていった、個人の管理ができない状況の中で、町として、道路の通行上、危険性の高い場所、そういうところを確認をしながら、計画的に、そうした支障木の伐採を進めていきたいというふうに考えて、今年度も、そういう事業にも取り組んでまいります。

次に、③点目の町北部の降雪地域の除雪の件ということで、ご質問でありますので、お答えをさせていただきます。

佐用町内の国県道の除雪は光都土木事務所の指示により実施をされており、その出動基準、雪が降って除雪をする出動基準というのは、佐用町内の県が設置をしております8か所の積雪センサー、降雪の深さを測るセンサーが8か所設置をしております。これによりまして、積雪が10センチ以上で、原則として除雪作業を実施するというふうに県が、今、定めております。

佐用町の町道除雪委託業者は、県の委託業者と同様となっている場合が非常に多いわけでありまして、県の出動基準により除雪作業を行う場合は、町道の除雪作業にも当たる、一緒に当たっていただくという体制になっております。

なお、令和3年度の除雪状況は、町全体で、年によって非常に雪が多かったり、また、ほとんど降らない年もあったりして、非常に、まちまちですけれども、昨年度においては、除雪を実施した実日数が、延べ22日間出動しており、これにかかる除雪費用の総額につきましては、約1,500万円余りというふうになっております。

除雪作業につきましては、まず、幹線の国県道から、当然、委託業者のほうで除雪作業に入っていきますので、その途中とか、その合間を縫っての町道の作業となりますので、どうしても時間的に、それよりか遅くなるというのが実情であります。

しかし、これも雪も降り方によります。大雪の場合等におきましては、委託業者の方も夜を徹して除雪に当たっていただいているというような状況であります。

ただ、そういう雪の降り方、積雪の状況によって、やはり20センチ、30センチになると、非常に車もなかなか出せないとか、生活に支障が出てくるわけですけれども、県の基準であります10センチとか15センチぐらいということの積雪であれば、こうして除雪するその時、時間的に、国県道の後、町道に入っても、雪が解けてしまって、もう、ほとんど必要ないという場合もありますし、また、車の通勤の方におきましては、それぐらいの雪ですと、今、タイヤの性能も非常によくなっておりますので、少々、そうした雪については、除雪がなくても、朝は通勤はされて、できているという状況でありますので、先ほど、申し上げましたように、除雪にも、非常に多額の費用も、当然、かかってまいります。大雪の場合には、当然、できるだけ早く除雪に取りかかかっていただくように、私たちも、事業者、業者の方にも常々指示し、お願いもしているところでありますが、少量の雪、15センチぐらいまでの雪でしたら辛抱もしていただければ辛抱していただきたいなというふうにも思います。

また、智頭急行石井駅舎前、ここも、町道から、ちょっと中に入っているんですけど

も、そうした大雪の場合、町道の横ですので、その状況を見てですけれども、非常に石井のほうで、30センチを超えるような大雪ということになると、通勤の人は、ほとんど使っていないかな、通学の子供がいると思うんですけれども、そういう可能な範囲で、これを実施するように、これは指示をしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

以上、ご質問に対する、この場での、まず最初の答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） いろいろと取り組んでいただきまして、ありがとうございます。

ただ、①点目の下庄線のことなんですけども、狭い道が約200メートルほどしかないので、少しでも早くしてもらおうほうが、やっぱり、ああいう道のほうが、車が通るのが少ないということになると、より過疎化が進むので、できる限り、広げたほうが、向こうからの交流もよくなって、いいんじゃないかなと、僕は思います。そういうことで、よろしくお願ひします。

あと、②点目、③点目、非常に奥に入るほど、年いった人が多くなっています。そういうことで、要望があります。なかなかできないんや。だから、自分とこの家の庭のどこなんかでも、どがいかにして除けてもらえないかというようなことまで、なっている状態になっています。

ということで、ちょっと、調べよったら、よそで、ボランティア募集したり、ボランティアの除雪サービスいうようななんもつくったりして取り組んでいるところもありますので、これ現在も、今のところは時代の変化で無償いうわけにはいかないんで、多少は、（聴取不能）だけ手当を出したりして、そういう、特に高齢者や社会的弱者の人に対して、派遣したりして、除雪ヘルパー制なんかいうのもあるそうなので、そういうようなんをして、したらどないかなと思いますけど、町長、お願ひします。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 日本の国も非常に狭いようで広いので、豪雪地帯といいますか、そうした北陸、また、東北のほうの状況を見ますと、今年の冬も、ああして、毎日、毎日、雪が一晩のうちに、30センチも50センチも降って、除雪、雪下ろしをしないと、本当に雪に埋もれ、家が倒壊してしまうというような、本当に大変な中で、皆さん生活をされている。

そのために、非常に除雪ということについて、大変なお金もかけて、いろんな業者の方だけでは足りないんで、地域の方、そして、除雪をするためだけの有償ボランティアのような方を置いて支援をしているようなところも、当然あります。

ただ、佐用町の場合、ここも、佐用町も広いですから、南のほうの上月のほうから、ずっと奥の石井、奥海のほうでは、全く気象状況、そういう状況も違ってきますので、そうした、奥の雪の多いところで生活されている方は、生活非常に大変だということは、十分分かっております。

ただ、そういう場合に、特に、高齢者の方が生活される中で、少なくとも、そこに孤立

をしないように、そういう対策というのは、町としても災害として捉えて、雪が 30 センチ、40 センチ、根雪になるような雪であれば、それは、生活道路まで、そうした除雪に対しての対策をしていくというようなことも、当然、考えていかなければならないと思いますけれども、今年あたりの雪ですと、そんなに、そこまで根雪になるほどの雪でもないし、また、高齢者の方にとって、朝、通勤される、朝早く出られるということじゃないので、それは、今、お話をさせていただいたように、答弁させていただいたように、事業者の方にも、佐用町として、今年も除雪もさせていただいておりますので、以前は、地域の皆さんに除雪機を貸与したり、そこでつくっていただいたりというようなこともやっていたけれども、そういう作業をする人さえ、確かにいなくなって、おられなくなってしまったので、実際に、今後、雪の降り方、気象状況も、気象環境も非常に変わってきておりますけれども、大雪になり、特に、一番心配するのは、雪による倒木、木が倒れて、それによって電気、電線が切られたり、電柱が倒れたり、そういう長時間停電をすると、こういうことが、やっぱり、一番心配をされます。

そういうことに対しては、これは建設課が除雪というような作業だけの問題ではなくて、災害としての対応を、当然、意識して、そういう想定して取り組む、そういうことは考えていきたいというふうに思っております。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。

次の問題に入らせていただきます。

2 つ目ですけれども公営住宅管理について。

2020 年度省エネ国際条約により、大手メーカーも、蛍光灯器具や水銀ランプの生産の生産終了を発表しており、今後の取り替えとして、LED 照明に取り替えて行く必要が、特に公営住宅共有部の廊下や階段を人感センサー付き LED 照明にして電気代の節約、防犯などや、公営住宅の安全を守るため救急隊の安全確保など、大きなメリットになるということで、①点目の質問は、各入居者の要望にて随時交換しているのが、現状であるため、LED に取り替える計画を立て、速やかに実行する考えはないか。

②点目ですけど、防犯灯は LED、街路灯が水銀灯のところがあるが、公営住宅の皆さんの共益費で支払っている街路灯と防犯灯と共に交換すべきではないか。

③点目は、共益費に含まれる電気代の割合が高く、公営住宅間で格差ができていないのか調査し、LED に取り替えて格差を少なくする考えはないか。

以上、3 点、お伺いします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの 2 点目のご質問であります公営住宅管理についてのご質問にお答えをさせていただきます。

公営住宅の街路灯につきましては、概ね 9 割以上が、もう既に LED 化ということで、LED の照明に交換をしております。

また、住宅内の共有部分の照明につきましても、順次交換を進めておりますが、接続部

分の基盤部分、照明器具だけじゃなくって、その下の基盤部分の交換が必要なのというのがありますので、これも、それぞれ確認をしながら、順次対応してまいります。

ただし、各住宅間の、町内、公営住宅団地、いろいろとたくさんあります。これも、やはり建てた年代、また、その構造、その規模、いろいろと違いますので、そうした住宅間の共益費にかかるという形での電気代、差があることは確かです。

この差につきましては、やはり柴谷の住宅のような、4階建てとか、そういう町営住宅にはエレベーターが設置してあります。そうした、また、3階ぐらいまでの中低層の住宅は、それが無いというようなことで、住宅によりまして、建築の規模、構造、年代によって、各住宅の電気設備の環境が非常に違いますので、これは、電気料金に、そうした差が出るということ、これはやむを得ないというふうに、私は、思いますので、この点は、ご理解をいただきたいと思います。

また、現在、町内の防犯灯につきましては、これは全てLED化が終了しております。街路灯というふうに分けているんですけど、街路灯についても、ほぼLED化が完了をしております。そして、その他公共施設もLEDへの交換を現在も鋭意進めているところであります。

併せて、公営住宅につきましても、当然、今後、そうした環境の面、省エネの観点から、LED化ができていないところにつきましては、早くLEDに取り替えていくように、進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） この質問を出す前に、ちょっと、いろいろと聞いたりもしたんですけども、要望があったら、随時替えているんやいうことで、何ぼか残っているという話だったんですけど、今、聞いた話とは、ちょっと、違うんかなと思います。

で、住宅によっては、通路に蛍光灯が4か所あって、2か所外したりして、街路灯いうか、水銀灯があったら、1か所は電球を外したりして、少しでも電気、節約に、その地域の人は取り組んでいます。

それで、そういうことも含めて、できる限り、早く、そういう残っているところは取り替えてもらいたいなど、僕は、思います。

それを、要望やなしに、計画的に立てて取り組んでもらいたいなど思っているんですが、計画的に、もうされているんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 真岡商工観光課長。

商工観光課長（真岡伯好君） 今、ご質問のございましたように、これまでは、要望のあったところからやらせていただくというようなことが、実際は、主でございましたが、調査もさせていただいて、先ほど、報告させていただいたとおり、大部分が、もう既に終了しておるといところでございますので、残った部分につきましては、これは実際に管理をされております入居者の人との、管理等々の上で、問題が全くなければ、できるだけ早くにLED化を進めたいというふうに考えております。

これにつきましては、当然、街路灯でございますとか、それから、共有部分といったよ

うな条件付きにはなりませんけれども、まだ済んでいないところにつきましては、早急に進めたいというふうに考えております。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 今、あったように早急に進められるということなので、この質問は終わりたいと思います。

次、3点目、ヤングケアラーの支援の強化へということです。

ヤングケアラーの問題は、公明党伊藤たかえ参院議員が昨年3月の参議院予算委員会で取り上げ、「省庁横断的に取り組む」との首相答弁が追い風となり、厚生労働省と文部科学省の共同プロジェクトチームが発足し、昨年4月の調査報告では、全国の公立中学校2年生の約17人に1人、全日制高校2年生の24人に1人がヤングケアラーに該当すると発表されました。

また、今年4月に発表された今年1月実施され、全国の小学校6年生9,759人からの回答が得られた同一調査では、約15人に1人の児童がヤングケアラーに該当した。平日1日に世話を費やす時間は、1から2時間未満が27.4%と最も多い。一方で、7.1%の児童が7時間以上と答えています。

このような児童は、いない、世話をしていない児童よりも、欠席や遅刻早退をすると答えた割合が高く、学業や健康への影響が懸念されます。

質問ですけれども、①点目に、特に政府は、2022年度から、3年間を集中期間と定めています。福祉施策としてのヤングケアラー支援は重要と考えますが、どう捉えられていますか。

②点目は、学校において、ヤングケアラーの早期発見、把握、悩み相談への取組として、学校、関係者の周知、研修は必須と考えるが、どう取り組まれているのか。

③点目、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなぐため専門窓口を設置し、各機関が連携し、共有できる支援体制に取り組む考えはないか。

以上、3点、お伺いいたします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの3点目のヤングケアラーの支援の強化についてのご質問にお答えをさせていただきます。

日本では、今、核家族化が進み、子供が家事や介護を行わなければ、家族の生活が成り立たない状況となっている。そういう状況が生まれ、それが現在のヤングケアラーの問題であり、いわば社会構造上の問題であるというふうにも言われております。

令和2年度中に、中・高生を対象とした全国調査が、初めて行われて、令和3年4月に実態調査の公表がございましたが、中学生では17人に1人、高校生では約24人に1人の割合で「世話をしている家族がいる」という回答しており、兵庫県が令和3年11月に取りまとめた福祉機関調査においてもヤングケアラーの生活への影響として「学校を休みがちになっている」、また、「ストレスを感じている」「学校への遅刻が多い」など、深刻な影響が出ているとの報告がございました。

また、令和3年度には、小学生と大学生の調査に併せて、一般国民への認知度調査も実施をされたところであります。

これらの、調査研究では、ヤングケアラーの実態が数値として明らかになるとともに、ヤングケアラーの認知度が向上し、学校においても教職員への周知や、対応に当たっていることが確認をされたところでございます。

この早期発見のためには、児童生徒と日々接している学校現場での気づきが重要であり、家庭訪問においても家庭での生活など慎重に聞きとるなど対応し、教職員の皆さんが、常にその意識を持つとともに、悩みなどの相談に当たるスクールカウンセラーや、スクールソーシャルワーカーとも情報共有を図っているところでございます。

また、教職員への研修につきましては、「ヤングケアラー支援マニュアル」や、「兵庫県ヤングケアラー・若者ケアラー相談窓口」のチラシを活用するなど、表面化しにくいこの問題の特性の理解と意識改革に努めたり、民生委員児童委員を対象として、ヤングケアラーの実態を知る講演会を開催したりして、児童の周囲から早期発見へつなぐための知見を深めているところでございます。

児童やその家庭が生活に困った時の相談窓口としては、今年度新たに健康福祉課内に設置した、子ども家庭総合支援拠点があります。この拠点は、子育て支援の総合的な窓口で、ヤングケアラーに特化した窓口ではございませんが、所属する家庭児童相談員や保健師が相談に応じてまいります。支援が必要な場合には、学校の教諭やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどと情報を共有し、要保護児童対策地域協議会において関係機関と連携して家庭全体を支援をしていきたいというふうに考えております。

そのため、子ども家庭総合支援拠点の周知に取り組み、ヤングケアラーに関して、子ども家庭総合支援拠点が相談窓口として十分に機能できるように、取り組んでまいりたいと思います。

また、ケアラーの原因となる親や兄弟の生活状況から、児童がケアラーである可能性がある場合には、介護に関する相談や障害福祉相談及び施設利用など既存の公的な制度をもって支援をしてまいりたいと思います。

ヤングケアラーの問題は、全国調査からもそれぞれの家庭の諸事情があることから、早期発見や外部の介入が難しい問題であることも浮き彫りになっております。家庭内の困りごとに寄り添って、児童が適切な学校教育や家庭環境で大きくなっていけるように、暮らせるよう支援をしてまいりたいというふうに思うところであります。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） これ1点、2点、3点と分けているんですけども、要は、厚生労働省は4月22日に、介護保険最新情報のVol.1070、95ページぐらいあるのを発刊しています。多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルというのを発刊されて、出されています。これが、関係機関にして、それで、共有されていると思うんですけども…しています…どこになるのかな…。

議長（小林裕和君） 大内議員、質問をはっきり最後まで。

5 番（大内将広君） 要は、このヤングケアラーマニュアルというのが各都道府県の保健室かどこかに来ているはずなんですが、そういうのをマニュアルを参考にして、今後、取り組んでいかれるほうが良いと思うんですが、そのへんは、どうでしょうかということです。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 教育長。

教育長（浅野博之君） 先ほど、町長の答弁でもお答えさせていただきましたが、教職員の研修につきましては、そういうマニュアル、それから、ヤングケアラー、それから、若者ケアラー相談窓口のチラシを活用して教職員には研修をしておりますので、いろんな子供を取り巻く問題がありますが、そういったことが、新たにヤングケアラーの問題も出てきましたので、そういったマニュアルを利用して教職員にも徹底しております。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5 番（大内将広君） 神戸新聞にも出ていましたんですが、兵庫県は家族の世話や介護を担っている子供、いわゆるヤングケアラーのために6月1日に相談窓口を開設しています。

その相談窓口には、社会福祉士が常駐し、ヤングケアラーはもとより、家族や学校関係者など、周りの大人からの相談も受け付けるとのことです。

テレビニュースでも兵庫県齋藤元彦知事が一人で抱え込まないで、周り、社会全体の中に、しっかり相談する、この相談窓口で連絡して相談することを、ぜひやっていただきたいと話されて、相談を兵庫県では平日の午前9時半から午後4時半まで、電話やメール、LINEで受け付けています。

LINEの相談窓口の二次元コードで、友達追加受付ができます。そういうようなのを、町として、相談窓口をつくるべきだと思いますけども、例えば、できなければ、兵庫県の相談窓口も町のホームページや広報に掲載していくことは可能でしょうか。よろしいでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私の最初のお答えにもさせていただいておりますけれども、申し上げておりますけれども、そうした子供たちを取り巻く環境は、いろんな問題がありますので、そういうことを、やはり、総合的に、相談を受けたり、また、対応をしていくためということで、佐用町内、健康福祉課にも、先ほど申し上げましたように、子ども家庭総合支援ということで、総合的な窓口というのを設置をしているということ、しましたということをお知らせしたところです。

ヤングケアラーだけを対象とした、専門的な窓口は、そうした県、佐用町、人口これだけ少ない、子供たちが少ない中で、それぞれの問題に、一人一人の専門員を設置するというようなことは、当然できませんし、総合的な問題として捉えて、私は、対応するほうが、ずっと、やっぱり子供たちのためにもなると思いますのでね。

ただ、そうした、県も、そういう取組をされている。それは、こういう窓口がありますということは、これはやはり、町の情報として、また、町民の皆さんへも発信をしていく。これは広報なり、そういう中で支援をさせていただくということになりますので、町に、先ほど、こういう窓口ができないかということですが、既に、言えば、そういう問題に対する窓口も設置しておりますということでもあります。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 私は、ヤングケアラーのことばかり言うんですけども、ヤングケアラーというのは、どうしても自分が、本人が分からない。置かれている立場が。だから、私自身も、どちらかというと母子家庭で育ちました。だから、どうしても家に帰って、それで、親の面倒見たり、田んぼを手伝ったり、それで、私の隣の家のおじさんが、田んぼをしていただいていたので、それを手伝う、そういうことで、帰って、家に帰ったら、もう眠たくなって寝てしまうと。それで、あくる日、学校へ行ったら、結局は、何も入らない。眠たいだけということになって、自分自身が将来のことを諦めて、僕はもう、中学校出たら働くんや。金もないという感じで、だから、そこを、僕は、今、思うわけです。

やっぱり、そこを周りの人が気づいてあげて、頑張れよと、夢、希望を持たせてあげるようなことをしていかな、なかなか発見ということ自体も難しい。

いじめられるとか、そないなんは、よく分かることもありますよ。近所で、あの子は、よく働いているなど、頑張っているなどということぐらいで、近所の人も何も、それだけで終わって、なかなか情報というのが、そういう介護の協力、指定する施設のほうに届かないというのが現状じゃないかなと思います。

だから、私は、多くの方がヤングケアラーということに関して、よく知ってもらうためにも、ヤングケアラーの授業の教材を整備したり、兵庫県制作の人権啓発ビデオというのがあります。2021年に夕焼けというのが出ております。そういうのを町内の児童に見てもらったり、学校の図書館や町の図書館でヤングケアラーを主題にした本をしたり、心の問題や生き方にかかわる本のコーナーをつくるとか、いろいろ、ちょっと、みんなに知ってもらうような方向でお願いしたい。

やっぱり、生徒も先生も一緒に連携をしてすることによって、どう言うかな、差別みたいな感じを受けるのが、受けなくなっていくんじゃないかなと僕は思います。

みんなが、よくヤングケアラーというのは、どういうことかいうのを知るのが必要ではないかなと思います。

そういうことに思うんですが、どんなものでしょう。

町長か教育長か、どちらでもよろしくお願いします。

〔教育長 挙手〕

議長（小林裕和君） 浅野教育長。

教育長（浅野博之君） ヤングケアラーの問題については、今朝の神戸新聞に結果載っていましたが、本人が相談できればいいんですが、やっぱり、その事例の中でも、本人の相談は、わずか9%で、あとの8割は学校や関係機関からの問い合わせということが多かったと思いますので、まず、学校の中で早期発見、ヤングケアラーにかかわらず、い

じめであったりとか、それから、家庭の問題でネグレクトであったりとか、児童虐待であったり、そういったことに早期発見できるように、学校の中では、定期的に生活アンケートを実施したり、担任やその他教員の中で、子供たちのわずかな変化、表情や服装であるとか、そういった変化を見逃さないように、いろんな研修を積んで、子供たちのケアに努めているところでございますので、ヤングケアラーに特化したことではございませんが、いろんな子供たちの問題に気づけるようには、教職員は研修しておりますので、そういったところから、まず、学校だけで解決できる問題ではありませんので、早期発見したら、健康福祉課であるとか、関係機関と連携しながら解決できるようにしていきたいと取り組んでおります。以上です。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） 失礼します。

健康福祉課のほうでは、先ほど、大内議員も申されましたように、集中取組期間というものが、今年から3年間ございます。これは国が定めたもので、啓発に努めたりとか、福祉、教育分野とかの理解を進めていくというような取組をするというふうな形になっております。

その中で、先ほどの町長の答弁にもありましたように、健康福祉課のほうでは、民生委員児童委員さんを対象に、昨年度、ヤングケアラーを体験された方をお招きさせていただきました。研修を深めてまいりました。その中でも、やはり、先ほど、大内議員も言われましたけれども、なかなか表面化しにくいということは、一番よく言われました。そして、自分がヤングケアラーであるということを、周囲の人たちに知られたくないという思いも、非常にそういうこと思っているということもお聞きさせていただきました。

ですので、そういった部分では、非常にこれは、すぐには解決していくという問題にはなりません。先ほど、教育長も申されましたように、学校現場では、ちょっとした変化を捉えて、健康福祉課なりに連携していただく。

また、健康福祉課からは、保健師等の活動の中から見えてきた家庭での事情というものを、また、教育現場のほうにもお返ししていくというような連携を取りながら、このヤングケアラーには取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） 私自身も、そういう、なかなか、子供が声を上げるのは難しいということ、自分自身も思っています。そういうことで、福祉や介護、医療、教育の関係機関が協力して、それに取り組んでもらえばいいと思いますが、ちょっと、私が気になっておるのは、やはり、もっと多くの方が、地域の皆さんも知るような場所とか、そういうのをこしらえてもらいたいと思うんです。

だから、簡単に、地域の方が、例えば、僕がヤングケアラーとしますと、横の人が、隣の人がよう頑張っておるだけで終わってしまうんや。だから、そういう、この横の地域の人でもヤングケアラーは、どういうものかという勉強じゃない、勉強いうか、そういうようなのを、みんなが知ってもらったら、これは早く、ほかの問題も一緒なんですけれども、多

くの人が知るということが大切じゃないかなと思うんですが、そのへんは、知る方法を、私は、ハンドブックをつくったり、いろんなところにポスターを貼り付けたり、いろんな方法をして、少しでも知ってもらうように、また、チラシと言いましたけど、人権映画を使ったりして、地域の人も1回勉強してみるとか、そういうようなんで、ちょっと知ってもらうほうがいいんじゃないかなと思います。いかがですか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） はい、お答えいたします。

大内議員のおっしゃるとおりで、まずは、皆さんに、ヤングケアラーというものを知っていただく、これが一番大事だと、私も、そう思っております。

ですので、この集中取組期間という形で、ポスター、チラシが、厚労省からも発行されるとお聞きしておりますので、そういうものを、文科省からも同じように、出されると思います。ですので、そういったところの連携を図りながら、学校へも配布させていただいたりとか、また、広く町民にもお知らせできるように、広報等でもお知らせさせていただきたいなというふうに思っております。

それと、あと1点なんですけれども、実は、ヤングケアラーの相談窓口を県の社会福祉事業団であります朝陽ヶ丘荘が、昨年10月ぐらいから相談窓口を開設してくださっております。そのことを聞きますと、今現在までに、相談はなかったというふうな形を聞いております。

そういったことも、昨年の10月号の広報だったと思うんですけれども、掲載もさせていただいたりもしておりますので、また、参考にさせていただきたいなというふうに思っております。

今後、まずは、啓発に努めてまいりたいと思っております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（小林裕和君） 大内議員。

5番（大内将広君） できる限り、誰も取り残さない社会実現のために、取り組んでいただきたいと思ひまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（小林裕和君） 大内将広議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は午後1時とします。

午前11時45分 休憩

午後01時00分 再開

議長（小林裕和君） 休憩を解き、会議を再開します。
引き続き、一般質問を行います。
4番、高見寛治議員の発言を許可します。高見議員。

〔4番 高見寛治君 登壇〕

4番（高見寛治君） 議席番号4番、高見寛治でございます。
今回の私の一般質問は2点です。通告書に基づき質問をさせていただきます。
まず、この席からは、新型コロナウイルス感染症対策における高齢者のフレイル予防について質問させていただき、2点目については、所定の席から質問をさせていただきます。
まず1点目です。新型コロナウイルス感染症が世界中に拡大してから2年半余りになります。
全国的に感染予防のために「マスクの着用」「手指消毒」「3密（密閉・密集・密接）の回避」などを呼びかけ、実施をされ、効果を上げてきました。
また、感染拡大防止のため、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置命令が発令され、行動制限が実施され、イベント・行事等の中止や規模の縮小を余儀なくされてきました。
このような中で、高齢者の皆さんが感染予防のために、外出を控え、家にこもりがちになり、日常生活の一部であった、近所の散歩や友人との会話などが少なくなると、「フレイル（虚弱）」が進行すると言われていています。
佐用町における、このフレイル予防のための取組について、お尋ねいたします。よろしくをお願いします。

議長（小林裕和君） はい、答弁、お願いします。庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、高見議員からの最初のご質問であります新型コロナウイルス感染症対策における高齢者のフレイル予防ということについてのご質問にお答えをさせていただきます。
まず、このフレイルという言葉、まだ、皆さん、なじみがなくて、ほとんどの町民の方、フレイルということを知られても、すぐに、どういう内容なのか、お分かりにならない方が多いんじゃないかと思えます。
私も、高見寛治議員から、こうした質問の通告の中で、言葉としては聞いたこと、覚えはありますけれども、内容的に、はっきりと、きちっと理解したのが、この質問をいただいてからのことでもあります。
できるだけ、私たちも、こうした言葉、町民の皆さんに分かりやすく説明をさせていただきたい。お話をさせていただきたいと思っておりますので、まず、フレイルということについて、少し述べさせていただきたいと思うんですけども、フレイルとは、年齢とともに体力や気力が弱まり、筋力や認知機能など、心身の活力が低下をして要介護状態となるリスクが高い状態のことだそうでありまして、健康な状態と要介護、介護が必要な状態の間にある「虚弱な状態」のことを示す言葉だそうでございます。当然、そうならないように、予防をすることが大切だということは、言うまでもございません。
議員のご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が世界で拡大を始めてから、はや2年半の年月が経過をしております。この間、令和2年4月に発令をされた緊急事態措置を皮切りに、感染の拡大状況に応じて、幾度も発令される、まん延防止重点措置や緊急事態

措置で、私たちの生活は大きく変化をいたしました。こうした行動制限で、これまでの日常と異なり、我慢を強いられる日々を送り続けることは、ストレスの蓄積につながるとともに、精神的・肉体的な影響も非常に大きなものであると考えられます。特に重症化することが想定される高齢者にとっては、外出の自粛や、人とのふれ合いが激減するために、運動能力や認知機能の低下への対応は、行動制限が始まった、その当初から、懸念をしていた問題の1つでございました。

感染拡大当初は、ウイルスや感染防止への情報が乏しいことから、町主催事業はもちろん、様々な団体や地域の自主的な活動も自粛をされてまいりました。特に、これまで、積極的に行ってきた多くの方々が集い、生きがいつくりや健康づくりにつながるような活動は、その事業が3密に該当を、当然してしまいますので、実施することが困難な状況でございました。

そうした状況が、こうして長く続きますと、感染のリスクよりも、肝心の体の機能が衰え、健康が損なわれるということを心配をいたしまして、そのような状況を少しでも改善するために、昨年度は、さよう文化情報センターで、感染予防には努めながら、町敬老会を開催をし、多くの高齢者の方々にご参加いただきました。敬老会の主たる目的はフレイル予防とは異なりますが、多くの高齢者の皆様方が、久々に再会し、また、心からの多くの笑顔を拝見することができて、直接的ではないかもしれませんが、心身の機能向上につながったのではないかというふうに感じたところであります。

以前から高齢者が元気に自立して日常生活を送ることができる健康寿命を伸ばすためには、生活習慣病の進行を予防しながら、運動機能や認知機能の低下を防ぎ、社会的に関わりを保ち続けることが大切だと言われていることから、高齢者のフレイル予防として、通いの場である、いきいき百歳体操を推進をしております。

新型コロナウイルス感染症の影響で自粛されるグループもありましたが、安全に実施できるように、感染防止のための注意事項のパンフレットも配布をして、感染予防について情報の提供をしております。

また、高年クラブのグループ活動など、高齢者の小規模な集いが開催されれば、町職員が積極的に出向き、フレイル予防を目的とした健康調査も行っております。口腔衛生、食事と栄養、心と体の健康状態など、多様な観点から調査をし、地道ながらも、高齢者一人一人の健全な日常生活と低栄養の改善や口腔機能の維持増進に努めてまいりました。

さらに、高齢者を含む多くの世代の意識啓発のために、佐用郡医師会の協力のもと、健康情報番組を制作し、さようチャンネルで放映するとともに、口腔ケア、料理と食育、また、もち大豆ダンスなどを取り入れた番組を放映するなど、各自が家庭で楽しみながら取り組める健康づくりや生活習慣の改善にも努めてきております。

感染が増加をし、いきいき百歳体操を自粛されるグループが増えた時には、運動機能の低下を防ぐため、自宅でも取り組めるように、さようチャンネルを利用し、いきいき百歳体操を推進をしております。

高齢者の3回目ワクチン接種も進み、60歳以上の4回目接種へと展開を進める中、少しずつではありますが、私たちの暮らしは日常を取り戻しつつございます。

感染拡大への予断は許さない状況に変わりはありませんが、感染防止対策をしっかりと講じながら、関係部局・機関が連携をし、さらに健康寿命の延伸のため、口腔ケアを含む栄養、運動および社会参加への取組を継続的に展開をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、最初のご質問に対するこの場での答えとさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

今回のフレイル予防で、私は、大切なことは、感染拡大防止のために、フレイルのことを意識、認識しないまま、身体機能や精神機能が低下していくことではないかなと思っております。

皆さんに、まず、このことを理解していただくことが必要と思います。このことを周知する方法について、具体的なことがありましたら、お答えしていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 具体的な、また、それぞれの取組については、担当課長のほうからであれば、お答えさせていただきますけれども、最初、こうして、今、お答えをさせていただいた中でも申し上げましたけれども、私も、このコロナ対策の中で、感染予防ということで、全く外出をしない。人が集まらない。運動ができない。こういうことの中で、かえって高齢者の健康、体の機能が衰えていく。また、認知症なんかも、逆に一気に進んでいくのではないかというような、当初から、これは、非常に心配をしたところです。

ですから、私も、いろんな会合があったり、お知らせを、話をさせていただく時には、やはり感染予防というのは、非常に大事けれども、しかし、やはり、それだけで、家に閉じこもって人と会わないような、そういう生活というのは、かえって、自分の体、健康を阻害してしまうと、損なうので、できるだけ運動をして、外に出て、また、人とも、ちゃんと距離を取って話せば大丈夫なんですからという話も、あちこちで、私は、ずっとしてきましたつもりです。

そういうふうな危険性というのは、この今のコロナ対策の中で、いろんな活動が自粛して、その中で起きてくる問題というのは、社会的にも、いろいろと非常に危惧されている内容ですので、当然、町としても、昨年から、そうした高齢者の敬老会も実施をしようという決断をし、また、今年度におきましても、いろいろな町が計画しております事業についても、これまでと同様に、できるだけ積極的に、そうした皆さんが参加していただいて、皆様がコミュニケーション取れるように、人と会って、そういう生活を取り戻すように、町行政としての取組をさせていただきますし、ほかのところの団体に対しましても、できるだけ、そういう方向でやってくださいということもお願いをしております。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。このフレイル予防というのは、1人ではなかなかできにくい。今、町長、おっしゃったように、いろんなところでお話はいただけるということなんです、PRもしていただけるということなんです、この皆さんを取り巻く地域の方、団体の方、サポートをされている方も、しっかりと認識をしていただきたいと思っております。

そこで、町のネットワークを通じまして、関係団体への周知とか、そういうところにつ

いて、何か手立てのほうはないでしょうか。お伺いします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 木村健康福祉課長。

健康福祉課長（木村昌子君） ご質問にお答えいたします。

関係団体への周知というところがございますが、フレイルにつきましては、本当に高齢者だけの問題ではないなというふうに考えております。

ですので、特に、高年介護課が実施しておりますケアマネ連絡会ですとか、それから、地域の在宅の医療介護連絡会がございます。そのところには代表者が集まる機会もございますので、その団体を通じまして、連絡会を通じまして、フレイルについて。それから、口腔ケアのことについて、オーラルフレイルと言いますけれども、そういったことにつきましても、周知してまいっております。

特に、住民におきましては、先ほど、町長の答弁の中にありました、いきいき百歳体操の中で、栄養士、それから、歯科衛生士が出向きまして、フレイルチェックというものをさせていただいております。これには、ちょっと、質問項目が10問以内のものと、10問以上あるものがあるんですけれども、そのどちらかをさせていただきまして、フレイルという言葉を知っていくということも、活動もさせていただいております。

ですので、いろんな各種団体がしておられますイベント等に、行事等に管理栄養士、歯科衛生士出向きまして、そういったものをさせていただいているということで、ご理解をお願いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） 失礼します。団体には、いろいろ、そういう説明しているんですけれども、全世帯に令和2年度に、カレンダーを皆さん、お持ちになって、見られたことがあると思うんですけれども、地方創生臨時交付金で全世帯にカレンダー方式のフレイルの啓発を配らせていただいております。

その時に、各種団体とか、いろんな事業をするところにも、それを余分に配らせていただいて、そういう啓発をしております。

それと、令和3年度に入りましては、町長の答弁にもありましたように、いきいき百歳体操、こちらのほうをメインに高年介護課では進めているんですけれども、その事業で、今、39か所まで教室は増えているんです。その教室に対して、マスクであるとか、消毒液とか体温計であるとか配布して、事業を進めていただいております。そこにも注意喚起のパンフレットとかも一緒に。

で、ちょっと、いき百について、お知らせしたいんですけれども、実際、昨年、4月25日から6月20日、緊急事態宣言が出て、すごく増えた時、その時でも、直接、調査してはいないんですけれども、電話とかで、大体つかんでいる数字で言いますと、最高で61.1%です。5月、そういう、いき百を自粛されていたんですけれども、現在では39のうち、1つだけ、この5月自粛中ということで聞いております。

ということで、皆さん、その期間中も、全員がやめていたわけじゃなくて、予防、注意しながら、そういう事業を続けておられたということです。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございました。

いろんな方面で、このフレイルについてPRをしていただいておりますということは、分かりました。

その中で、いきいき百歳体操という事業が出て来たんですが、これ、フレイル予防には、とてもいい、適した事業、体操ではないかと思っております。

今、39グループって言われたんですが、今、行動制限がなくなって、だんだん、元に戻りつつあるんですが、これをもう少し、町内のほうに広げていくような取組はされないんでしょうか。お伺いします。

〔高年介護課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 古市高年介護課長。

高年介護課長（古市宏和君） これも新規加入を、ずっと募集しております。

実際、令和3年度中にも3グループが、グループというか、3教室ですね、広いとこでしたら、広い地区単位で1教室とかされているところもありますので、自治会ごとというんじゃないで、教室として、共同でされているところもありますので、介護保険事業計画の第6期の時から、平成28年、29年ぐらいから中心に進めてきたんですけれども、当初は10とか、そして、年々増えてきて、第7期、8期で目標にしていたのは、一応、40教室。今、39ですので、当初の目標は、ほぼ達成しております。

それで、今も募集かけておりますので、また、あれば、そういうところに職員が出向いて行ってしていくということになります。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） この、いきいき百歳体操、フレイル予防には適していると思われまので、しっかりPRをして、1グループでも多く取り組んでいただければと思います。

最後なんです、新型コロナウイルス感染拡大を予防するために講じた自粛対策を、しっかり守った皆さんが、知らず知らずのうちに、フレイルが進行し、社会が以前のように、元に戻りつつある中で、コロナ前の社会生活ができにくくなるのは、誠に残念なことです。ぜひ、早急にフレイル予防を実施していただくことをお願いして、1つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目の質問に移ります。

コロナ禍での町民の、健康づくり、体力づくりについて、お尋ねします。

新型コロナウイルス感染による、仕事や社会生活への影響を心配して、感染予防のために、活動の自粛をされた方も多いのではないのでしょうか。

新型コロナウイルス感染症対策も、3回目のワクチン接種が進み、4回目のワクチン接種についても計画されています。行動制限も現在は実施されておらず、イベント、行事も

少しずつではありますが、コロナ禍前に戻りつつあるように思います。

この時期における、体を動かすことによる健康づくり、体力づくりの取組についてお尋ねします。よろしくお願ひします。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、高見議員からの2つ目のご質問ということで、コロナ禍での町民の体力づくり・健康づくりということについての、ご質問にお答えをさせていただきます。

このご質問も、先ほどのフレイル予防と、ほとんど同じ、関連した内容だと思ひますけれども、先ほども、その中で申し上げましたが、3回目のワクチン接種も進み、12歳以上で73.2%、高齢者の方におきましては95%ぐらいの方が接種を終えておりまして、今後、60歳以上の4回目の接種、計画を、今、行っているところでございます。この接種も、大体、医療機関等については、今月から始まりますし、障害者施設等については、来月。一般の方については、8月の初めぐらいから、接種を開始する予定であります。

また、屋内外で人との距離が確保できて、会話をしない場合はマスクを外しても構わないということなど、制限も緩和される中、町はもちろん、様々な団体や地域の活動も、感染対策を十分に講じ、工夫をしながら始まっているところであります。

7月の特定健診・がん検診も、来場者の密を避けるための来場時間の指定のほか、実施場所を佐用町保健センターから、より広い、さよう文化情報センターへ変更するなど、多くの方が安心して受診いただける環境を整えて、実施している所存でございます。

また、職場等のチームで取り組む職場対抗60日チャレンジウォークは、一人一人の歩数を記録し運動習慣を身につけていただくものでありまして、コロナ禍でも積極的に取り組めた事業の1つでございます。

一方で、健康づくりに関する教室を計画しても、この2年間は縮小または中止することが多くございました。今後は、基本的な感染防止策を徹底した上で、特定保健指導や生活習慣病の予防教室を実施をし、健康意識の啓発を目的とした連続講座「健康づくりセミナー」においては、ヨガやストレッチ、体操など、誰もが気軽に取り組める運動要素も十分に取り入れて企画するなど、高齢者だけではなくて、あらゆる世代の健康づくり、体力づくりに努めてまいりたいと思ひます。

次に、生涯スポーツによる取組についてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大から、およそ2年間、町で計画をしておりました、多くのスポーツイベントは、感染拡大防止のために中止もしくは延期となってしまいましたが、そのような中ではございますが、感染対策を取りながら、令和2年度には小中学生を対象とした高橋尚子ランニングクリニック、令和3年度にはレクリエーションスポーツ体験会などの一部行事をできる範囲で実施をしまいったところでございます。

社会全体の動きが止まってしまっていた2年間から、少しずつwithコロナとして世の中が動き始めてきておりますが、全てが回復するには至っていないわけでありまして。

町といたしましても、町民みなさんにスポーツの楽しさを、改めて体験していただけるような取組を進めてまいりたいと思ひます。

町の体育協会に加盟のスポーツ団体は、各チームで感染対策に工夫をして、それぞれのスポーツ競技に取り組んでいただいております。

これに対し、外出の自粛により歩くといった体を動かす機会すら減っている方もいらっ

しゃるわけでありませんが、このような方も含め、子供から高齢者まで、運動が得意でも、また、苦手でも、楽しんで体を動かせるのがレクリエーションスポーツであります。

今、町では生涯学習課を中心に、その普及に取り組んでいるところであります。レクリエーションスポーツは、フロアカーリングや、ペタンク、frisbeeのようなディスクで落としていくディスクゲッターなど、室内でも、屋外でも、少人数でも、大勢でも、みんなが手軽に取り組め、初めてでも楽しめる、そうしたレクリエーションスポーツというものがありますので、そういうレクリエーションスポーツの体験会や、また、フロアカーリング等の大会なども計画をしているところでございます。

また、レクリエーションスポーツの用具は、地域や団体等へ無償貸出しができますので、より一層の周知に努めて、レクリエーションスポーツによる健康づくり、体力づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

このほかにも、スポーツ教室の開催や、体力テストなどのスポーツイベントや、町民プールや体育館、グラウンドの利用促進も引き続き行ってまいります。

コロナ禍においても、町民の皆さんの健やかな暮らしを創造し、応援していけるよう、関係部局・機関が連携をして、様々な取組を実践・展開してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上、ご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、高見議員。

4番（高見寛治君） ご答弁ありがとうございます。

以前からスポーツ活動に取り組まれている方は、ご自身の考えで、健康づくり、体力づくりのほうは、復活できてくると思っております。

今回、コロナ禍が収まりつつある中で、運動による健康づくり、体力づくりを始めようとする方々、取り組みやすいレクリエーションスポーツの紹介を地域や団体を対象に普及啓発をしてはいかがでしょうか。お尋ねします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） はい、谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えします。

レクリエーションスポーツの普及につきましては、用具の貸出しを含めて、議員がおっしゃるとおり普及に努める必要があると考えております。

5月30日に開催されました自治会長会におきましても、このレクリエーションスポーツの用具の貸出しについては、ご周知させていただいております。

また、広報に入れさせていただいております生涯学習の事業の予定の冊子を広報と一緒に配らせていただく予定をしておりますけれども、その中でも、この用具の貸出しについて、記載をさせていただきまして、地域の皆さんや、また、自治会、団体などの皆さんに、ご利用いただきたいと考えて、推進を進めております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

レクリエーションスポーツは取り組みやすいスポーツでございますので、ぜひしっかりと紹介をしていただきたいなと思っております。

今、多分、言われたことは、第2期の佐用町生涯学習推進計画の中に、令和3年4月につくられておるんですが、その中にもスポーツ・レクリエーション活動の振興、それから、生きがいつくりと健康寿命をのばす生涯スポーツなどの推進が上げられております。

一部抜粋になるんですけども、「子どもから高齢者にまで、生涯にわたって元気にいきいきと暮らしてくために、各種健康づくり教室の開催を推進する。特に、高齢化率が高い佐用町では、健康寿命をのばすことが重要課題です。高年クラブなどでは、グラウンドゴルフはじめとした各種スポーツ・レクリエーション活動が活発に行われており、高齢者の生きがいつくりと健康づくりにつながります。その他、様々な生涯スポーツの普及を通じ、生きがいと健康づくりを推進します」と書いてありますので、実際、この計画を実行していただければうれしかいなと思っております。よろしく申し上げます。

その中でなんですが、この自粛が解除されてレクリエーションスポーツ大会なども開催されてきております。とてもうれしい話です。ただ、大会だけでは、レクリエーションスポーツの人口は、なかなか増えません。初めて体験する方々を対象に教室などを開催し、仲間と汗を流して、練習をし、大会に参加できるようにしてはいかがでしょうか。お尋ねします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 谷邑生涯学習課長。

生涯学習課長（谷邑雅永君） お答えします。

レクリエーションスポーツの体験をしていただくために、昨年度も開催したんですけども、レクリエーションスポーツ体験会ということで、子供さんから高齢者の方まで、上月体育館に寄っていただきまして、いろんなニュースポーツを順番に楽しんでいただくという事業を行っております。それは、引き続き、今年度も計画、まだ、日程は決まっていないんですけども、計画しておりますので、そのように進めていきたいと考えております。

また、ニュースポーツのどのようなスポーツがあるのかということにつきましても、今現在、佐用チャンネル等で放送させていただきたいなということで、今、相談をさせていただいておるところでございます。以上で終わります。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

いろんな教室を開催していただいて、そこに初めての方が参加され、その方たちが、競技を体験されて、町が主催する大会、レクリエーションスポーツ大会、ソフトバレーとか、グラウンドゴルフとか、ペタンクとか、そういうところに行けば、スポーツ人口が増えてくると思うんですね。

今のまま開催するとやっている人しか来ないので、裾野が、ちょっと広がりにくいかなと思いますので、そのへん、よろしくお願ひしたいと思います。

その中で、スポーツ・レクリエーションではないんですが、三日月支所の中に、ランニングマシンと自転車のマシンが設置された部屋があるんですが、その使用いうんですか、どういうふうに使われておるかというのを、もし分かれば、教えていただきたいんですが、お願ひします。

議長（小林裕和君） 分かりますか。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今日は、支所長が、議会のほうには出席しておりませんから、昨年、そうして、三日月、一応、施設を、地域のコミュニティ施設を含めて大改修をして、その中に健康づくりということ、地域のまた皆さん方、三日月だけではなくて、町民の皆さんが気楽に、そうした施設を使っていたら、また、健康づくりもしていただける健康器具を設置しております。

私も、当然、三日月支所に行った時には、そのあたり使用状況、また、見ておりますけれども、少しずつ、そういう、そこにそうした健康器具が設置してあるということが、周知されてきて、利用されている人がいらっしゃいますので、その方に聞いてみますと、本当に、いい器具をしていただいて、ありがたいなど。それを使って運動していますという方も何人かいらっしゃいました。

これについては、皆さんが、使っていただかないと設置した意味がありませんので、たびたび、ここに健康器具が設置、ありますので、また、ぜひ利用してということ、各いろんな場面で、また、PR もしていきたくは、ぜひ議員の皆さんも利用していただくなり、また、そういう話を議員のほうからも皆さんにも伝えていただければありがたいなど、思いますけれども。

議長（小林裕和君） 高見議員、通告書になかったもので、今、調べていますけれども、ちょっと、時間がかかるので、よろしいですか。

4 番（高見寛治君） はい、よろしいです。

〔高見君 挙手〕

議長（小林裕和君） 高見議員。

4 番（高見寛治君） このコロナが収まりつつある、この時期に体を動かすことによる健康づくり、体力づくりが将来の佐用町の健康寿命を延ばすことになると思います。この重要なことを分かっていたために、啓発・推進・実行していただき、皆さんが、元気で健やかに生活できる地域を進めていただきたくお願ひをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（小林裕和君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

続いて、12番、山本幹雄議員の発言を許可します。山本議員。

〔12番 山本幹雄君 登壇〕

12番（山本幹雄君） 12番議席の山本です。

今日は、佐用町の農業について伺います。

4月の佐用町議会議員選挙で町内をくまなく巡回させていただきました。

また、街宣をさせていただきました。

その間、多くの方から、佐用町の農業はどうなるのか尋ねられました。

今のままでは、安心して若者、子供に農業を継いでほしい、やってほしいとは言えなくなっている。

現実には、私の周辺を見回しても、放棄田、休耕田がたくさんあります。30代、40代の息子がいても農業はさせない。草刈りさえさせない。そんな家がたくさんあります。

本当に10年後と言わず、5年後さえ心配になってきます。

ただでさえ獣害対策で頭を痛めている現状に、これ以上、放棄田が増えれば、さらに獣が増え、我が町佐用町も奈良の鹿公園のようになります。

そこで、聞くところによれば、近隣の市町村では、去年の米価の下落に伴い、反当たり幾らかの補助金が出ているとの話を伺いました。佐用町においては、そのような補助金は考えられないのか。

このような質問をされ、そこで何うが、近隣市町、岡山県も含みますが、どのような補助金制度になっているのかを伺う。

また、獣害対策について伺う。各地で電柵も行っているが、電柵だけでは獣害対策ができなくなっている。電柵に網をすとか手を加えないと対策にならないと嘆かされている。そこでもう少し獣害対策の補助金を考えてもらえないかとの住民の要望を聞いた。補助金申請をしても「予算が、予算がと言われ、なかなか順番が回ってこない。これでは獣害対策もできないのに農業はできなくなるで」と言われた。

米価の問題、獣害対策では、佐用町にとって喫緊の課題である。佐用町として、どのように対策を考えられているのかを伺う。

答弁、よろしく申し上げます。

議長（小林裕和君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、山本議員からの佐用町の農業についてのご質問にお答えをさせていただきます。

非常に農業の問題というのは、幅広く、いろいろな問題がありますけれども、その中で、具体的に、今、ご質問を受けました米価とかの問題とか、また、獣害対策ということについて、答弁をさせていただきたいと思うわけですが、まず、米価についてであります。

昨年、やっぱり、コロナのために外食産業が、非常に自粛をされて、米価が急激に下がってしまったと、そういう状況がございました。

具体的には、令和3年産のJAの仮渡金は、主食用米のうちもち米を除いて、30キロ当たり850円から950円、前年より値下がったということでありまして。さらに、前年にも約500円、値下がっておりますので、水稻栽培で生計を立てられております、特に専業農家、

大型農家の方にとっては、大きな打撃を受けられております。

そのために、本議会においても、先般、令和4年度の一般会計の補正予算で上程をさせていただいておりますとおり、地方創生臨時交付金等を財源として、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策費に水稻作付農家応援金として、1,365万円を計上させていただいているところでございます。

これは、令和3年に1.1ヘクタール以上を作付けされた大型農家に対して、自家消費分として10アールを控除した作付面積に対して、10アール、1反当たり5,000円を交付しようとするものでございます。

こういう取組は、既に、今、山本議員からのご質問にありましたように、近隣でも取り組まれているところがございます。

近隣市町の取組状況でございますが、調査した時点では、兵庫県内で2市において、2市だけですね。それから、岡山県においては、多くの市町村で同様の制度化がされているようであります。

交付金の単価につきましては、自治体によって、それぞれ、様々でございますが、本町の場合、JA兵庫西から米価下落対策として、1袋当たり400円の支援金が別途、支給をされておりますので、結果的には、農家が受け取られる金額は、大体同等程度になっております。

次に、獣害対策ということについてでございますが、これまでは、毎年度の予算額を750万円ということで、予算化しておりますが、通常は、その予算の範囲内で対応をさせていただいてきておりましたが、近年、その対策の要望箇所が増加してまいりましたので、令和3年度につきましては、これを150万円を、当初予算の中で増額をさせていただいたところでございます。

一方で、経年劣化による柵の更新の要望を多くいただいていたことから、本年度より耐用年数を経過した獣害防止柵の更新を補助対象にさせていただくということで、さらに500万円増額をして、予算額を、今、1,400万円とさせていただいたところでございます。

柵の種別は、町のほうからは、当然、指定はせずに、地元で選定をさせていただいておりますが、電気柵にしる、ワイヤメッシュ柵にしる、いずれも一長一短ございます。ただ、共通して言えることは、これらの管理を十分にされていないと、効果がなくなるということでございます。

電気柵については、特に雑草対策等の管理不足によって、十分な電圧が確保できていないということや、ワイヤメッシュ柵は下を掘られたり、また、金網柵は倒木があったりする例が多く見受けられております。柵を設置した箇所の草刈り等が大変なことは存じておるわけでありましたが、やはり、今一度、維持管理をしっかりとやっていただければ、柵の効果も、上がるかというふうに考えております。

なお、本事業にかかる予算は、予算編成前の要望調査において提出をいただいた新設の要望に対しては、ほぼ予算化させていただいておりますが、ただし、予算についても、当然、そうした無限に予算化しているわけではございませんので、更新については、その必要性等について現地や営農状況を確認した上で、順次、対応をさせていただいているところであります。また、急な要望に対しても、対応できる予備的な予算は計上していませんけれども、予算については、その中でやりくりをしながら、当然、必要な分、緊急的なものについても、次年度の予算編成にも反映をさせていただきながら、地域の方に対しての要望に、できるだけお応えをさせていただいているところであります。

町といたしましても、これまでに獣害柵の設置に対する補助は、相当、手厚くさせていただいたところであります。効率的な予算執行のため、個別のほ場を対象とせず、河川や道路で区切られた団地において、共同で設置していただくことを前提といたしております。

すので、維持管理につきましても、共同作業等により適切に行っていただき、事業効果が発揮できるように、切に願っているところであります。

最後に、米価の問題にしても、獣害対策にいたしましても、佐用町だけではなく、全国的な、当然、課題であると認識しておりますが、その中でも、本町の農業施策に対する、そうした予算額や農業者への支援補助率というのは、十分とは言えないかもしれませんが、近隣他の自治体と比較していただければお分かりと思えますけれども、それを下回ることがないように、できる限り農業者の皆さん方への支援を行うということで取り組んできております。

特に、町単独土地改良事業の補助率というのは70%ということで、一応、条例上決めておりますが、平時においても、このように他の近隣自治体と比べますと高率の補助をさせていただいておりますし、特に、自然災害等、そうした豪雨災害、災害復旧については、85%まで、さらに増高させていただいて、その施設の維持管理に取り組んできているところでございます。

また、農業の担い手への支援策といたしましても、これは米価の今の今回の下落とか、そういうことに関係なく、1ヘクタールを超えて作付けをされる農業者に対しまして、10アール当たり、認定農業者には1万円、それ以外の方には7,000円ということで、他の市町が、今回の下落に対して支援をした、された額に相当するぐらいを、従前から、その農地の維持、農業の支援ということで、そうした制度を設けて、佐用町ならではの支援を継続してさせていただいているところでございます。

さらに、水稲においては、より価格の安定した酒米の契約栽培の啓発や、水稲だけでなく、大豆等、水稲以外の奨励作物の作付けに対する支援など、多くの施策を実施しているところでございます。

今回のように、米価下落への対策という、ピンポイントの課題解決だけではなくて、長期的・総合的な農業支援により、農業経営の少しでも安定化が図れるように取り組んでまいりたいと思えます。

決して、農業にとって、条件がいいとは言えない。いわば、農業の条件不利地と言えるような本町であります。農林業を営んでおられる方に対して、産業の育成としての支援のみならず、国土や環境の保全の観点から、今後も、継続して支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思えます。

以上、山本議員からのご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君） 山本議員。

12番（山本幹雄君） 多くの町民の方から、農業について、今後、どうなるんだという質問を結構された中で、町長のほうから、他市町には負けない十分な補助制度をつくって取り組んできたという話は、しっかり伺い、あれさせてもらったし、また、今日、テレビで聞いておられる方もそうかということで、ある程度安心して、聞かれたのではないかといいことで感じております。

ただ、ちょっと、聞きそびれて、なかなか書き取れなかったというのがあるけど、反当たり、大型の農家の人にはいいんでしょうけれども、実際問題、佐用町の場合は、そうではない、小さなところで、小さな田んぼで、本当に2反、1反の人というのは、非常にたくさんあって、そういう方が、もうやめられている。私の田んぼの近辺も実はそうなので、多くの人が休耕田で荒らしてしまっているというのがたくさんあります。

うちの田んぼのこの条件が悪いかと言うと、よく言うんですけど、うちの田んぼの近辺には、のり面なんてないんです。道路も広い道がついていますから、そこから下りるだけで高さもそんなにない。数十センチしかない。農機具入れるのも非常に入れやすい。それは、本当に、よそ見て、こんなところでよくやっているなど感じるようなところでも、皆さん、頑張っておられるんですけど、うちの近辺なんか、広い農道から下りて行って、本当に50センチあるかないかようなところ、すっと下りて行って、そんなところでもしていない。

これは、いろんな家庭の事情があるんでしょうけれども、本当に、そういう中で、今後、どうなるのかと。

先日も、ある人と話しよったんやけど、子供に農業をさせない。草刈りなんかさせていない。極端などと言うと、ちょっと言うてええか、どうか、悪いか、まずいかも分かりませんが、30代の役場の職員のお父さんが、息子にさせていないと言っておるんですけどね、草刈りもさせていない。これは、生涯、ちょっと難しいなと思う。

そういう中で、大型のこの認定農業とか、そういう感じの中では、非常にということではないんでしょうけども、何とかさせてもらっているし、それから、大型の機械を買っているところにも補助金出してみたりというのは、ちょっと見たりもするんですけども、やっぱり、それが佐用町の場合、例えば、たつとか、上郡でもそうだと思いますけれども、田んぼが広く大きいし、大々的にできるんですけども、悲しいかな、佐用町は、そういうところが少ないんでね、そういう小さな田んぼをやられている方にも、何とか百姓を子供らにでもつないでもらわないと、跡取りがいなくなってしまう。まず、跡取りがいなくなってしまうえば、どうなるのかと言えば、佐用町、さっき言ったけど、5年後、10年後大変なことになる。

僕もそうです。僕なんかも、小さい時、僕、小学校の時から田んぼ一生懸命やっていたからね、田んぼ、稲刈りも田植えもやっておったし、そんな当たり前で来ておるけど、今、していなければ、まずしませんは。

僕らが子供の時は、田植え、手ですからね。稲刈りも手ですからね、それを別に何にも考えんと、そんなもんやってやっていたし、そういうものに、別に苦とも何ともなく、そういう形でやってきましたけど、今、そういう中で、もうちょっと、いろいろなことを、もう一步掘り下げの中で、極端なところ、この放棄田をどうするか。

今、森林は町が、ちょっともらうでというのあるけども、田んぼも、もしかしたら、そういうようにせなあかん時代が、もしかしたら来るんじゃないか。このまま、放棄田が続けば、それこそ、そこに鹿もイノシシもムジナもタヌキも、この前も、うちの上を田んぼの側、ムジナが走っていましたが、そうなれば、本当に人も住めなくなってしまう。住みにくくなってしまう。

そういうことにならないようにするためにも、この放棄田、何とか、対策を考えてもらって、ならないように。

それから、そんな小さな田んぼでも、何とかやらな、進んでやるわけじゃないけど、何とかせなしょうがないなと思えるような方向性はないのかなという形で、ちょっと、答弁、よろしく願いいたします。

なかなか、難しい答弁やとは思いますがね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 本当に、そうした若い人たちも、ここの地元にいらっしやらないの

であれば、仕方ないけども、ここで生まれて、そこに家があり、また、先祖からの田畑があっても、草刈りもしないと。親もさせないというような、そういう時代になってしまったのかなと思って、逆に、そやけど、それを、やっぱり少しでも、みんなでもしてもらわないと、地域は維持できないなということで、そのために、午前中のお話の中でも出ましたように、ああした国も多面的機能や、直接支払制度とか、農地だけを、耕作者だけが、そうした管理に当たるのではなくて、やはり、自分の家では耕作はできないけれども、地域の中で耕作していただく人に、できるだけ、それを集約して、そして、農道や、また、水利や、そうした機能については、みんなでも維持していこうと、こういう取組が、今の中山間地の直接支払とか、多面的機能ということでの活動の目的であります。

ですから、そうした取組を、地域の皆さんも、やはり、非常に危機感を持っておられますので、今、町内でも、その事業に 80 集落ぐらい参加をしていただいて、全然農地等、関係ない集落もありますので、できるところは、それに取り組んでいただくということを、まず、町としては推進をして、さらに推進していこうというふうに思っております。

それから、この中で申し上げました、また、再度、ご質問に出ました、町が独自に、以前から、そうした農地の荒廃を防ぐために、農業を個人ではできない方、耕作者がいなくなられた方について、誰かにお願いせないといけない。以前は、逆に、預けると、昔で言う、いわゆる小作料という形で、幾らかのお金が、逆に農地の所有者のほうにも入ったり、また、米がもらえたりとしていたと思うんですけども、今は、逆なんですよ。お金出してまでは、そんなもん、農地、よう預からんというのが、状況ですし、そういう中で、小さな田んぼ、個人個人で耕作されているのは、非常に一人一人においては、数反というような面積になってきますので、それを、やはり、まとめて地域で農業していただく方をお願いをすると、その支援を町として担い手、大型農家の方には、1万円。そして、差をつけているというのは、これ1ヘクタール以上ということにしておりますので、大型農家というのは、当然、10ヘクタールとか、20ヘクタールとかとかいうような大きな面積を、実際に耕作されておりますけどもね、自分とこの、以前からの農業にプラス、地域で頑張っていていただいている人にも、少ない面積の方にも支援をしようということで、7,000円の、これ毎年なんで、かなり町としても財政的には負担にはなっております。これが、どんどんと、今、増えて、年間3,000万円以上、この農地の保全に対する補助金を、今、継続して行っておりますけれども、これは、やはり、その農地の中にも、先ほど、山本議員が言われるように、非常に耕作しやすい農地もあるし、非常にのり面があったり、形が、全くほ場整備もされていないような土地、なかなか、そういうところは、誰も受け手がないというようなところもありますけれども、少なくとも、ある程度、整理ができていたような土地において、誰もが作り手がないというような状態は、本当に、何かの形で、やっぱり、しっかりと、これを維持していただかないといけませんので、町として、こういう取組をさせていただいているということを、改めて、ご紹介させていただきました。

こういう事業は、この近隣他町にはありませんので、ただ、これはやはり、今回の、さらに米価が下がって、そうした専業農家、米作りで生活をされている方にとっては、本当に死活問題でした。それに上乘せする形で、その1万円を、今度1万5,000円という、5,000円プラスしましょうということにさせていただきましたので、そのへんは、少しでも支援になればというふうに思って、今回、補正予算に提案させていただいておりますので、その点もひとつ、よろしく申し上げます。

〔山本君 挙手〕

議長（小林裕和君）

山本議員。

12 番（山本幹雄君） 私も地域で、水土里会とかやって、一緒に草刈りとかさせてもらったりはしているんですけども、これ悲しいことに、出ている人間の平均年齢が、もう私より、はるか上なので、多分、70 超えていると思う。多分、どこもね。

私より年下、私、今、64、もうすぐ 65 ですけど、私より下いうたら、1 人か 2 人ぐらいじゃないかと思う。本当にね。この 30 代、40 代のが、もうちょっと前向きに取り組むようになってもらわないと、そしたら、まだ、何とか維持できるんだけど、30 代、40 代、50 代さえ、もうほとんどいないわけですから、そこが佐用町の最大の問題となるね。

だから、確かに、今、言ったように、水土里会や、いろんな形で補助金もらって、私も頑張っているんですけど、そこに出てくる人が、もういないというのが現実かなと。

そういった中で、今、これ僕が言うたから、町長も明確な、これ以上の答えを求めたいけど、求められないというのも、僕ら普段から、多分、多くの町民も理解しておったと思っておるんや。

だけど、何かいい方法を常に考えていって、状況をつくっていかないと、先ほど、ちょっと、言わせてもらいましたが、山も町が持つという方向だったら、極端なところ、将来も、田んぼも維持管理大変やけど、持たないけないような時代も来るんかなと。

この前、4 月 3 日ですかね、ある国会議員と、ある場所で、ちょっと数人で話して、その国会議員の先生は、農業関係中心の話の中で、田んぼやる人の地図を書いたり云々いう話をしていましたけども、田んぼをやる人の地図を書く言うてもたって、田んぼやる人がおらなんだら地図書けないだろうと。

認定農家だけならいいけど、結局、まだ、そうでもないし、あまりは言いませんでしたけど、そんな感じでした。

頭の痛い問題でどうするかというのがありますけども、今後、そこらへんを、うまいこと取り組んでいかないと、佐用町としても厳しいなというのがあるし、それから、もう 1 つ、柵の問題ですけどね、うちも電柵しておって、長いこと入らんな。入らずに、鹿も入らずによかったかなと思えば、自治会長が、何か、線踏むんですってね。鹿。線を踏んで、くぐって入る言うて、そんなことするのを、うちの自治会長が見たと言いましてね。

だから、今まで 4 本しよったんを 5 本にして、入りにくくしたりも、この前したんですけども、本当に、ある人がボヤかれていました。この人は、認定農家で、かなり大きく 20 町以上しておるんかなぐらいの人から、補助金くれ言われたんやけど、なかなか当たれへんのやいう人で、もうちょっと、何とかしてよと言われたので、そうかいう形で、今日、話させてもらったんですけども。

やっぱり鹿もだんだんかじこくなるのか、やっぱり経年劣化で傷んでくるということもあるのか、僕たちの草刈りのあれがよくないのか分からないけども、そういう町民の方、何とか、その認定農業で頑張ろうとしている人たちにしても、そういった補助金、今日、聞いてみて、500 万円、今年増えた言いはったんですか、ちょっと、忘れちゃったけど、そういう形の中で、やってもらえたら、町民の人も、ちょっと安心するかなと思うし、今後、そういうことを、今回だけじゃなくして、いろいろまた、出てくると思いますので、そこらへんを真摯に取り組んでいただきたいなと思います。

簡単でありますけど、これで質問を終わります。

議長（小林裕和君） 山本幹雄議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで、しばらく休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君）

ご異議なしと認めますので、休憩を取り、再開は2時30分とします。

午後02時10分 休憩

午後02時30分 再開

議長（小林裕和君）

休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。

9番、千種和英議員の発言を許可します。千種議員。

〔9番 千種和英君 登壇〕

9番（千種和英君）

議席番号9番、千種和英でございます。

本日は、通告に基づき、1件の質問をさせていただきます。

地域おこし協力隊等の定住状況をどう考える。

過疎や高齢化の進行が著しい本町のような地域で、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動や地域課題の解決に向けての活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域での生活や地域社会貢献に意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度として、地域おこし協力隊の制度があります。

2008年の地域力創造プランの柱として提唱され、2009年度から総務省によって制度化されました。

佐用町においても、2011年に兵庫県で初めてこの制度を活用して都市部の人材を採用して以来、その後も継続して募集・採用してきております。

例えば、平成28年には、農業振興、観光振興、林業振興、定住促進等の分野で、平成31年度には、就農振興、定住促進コーディネーター、就農・起農希望者、起業希望者を募集し採用をしてきております。その任期中は、町民の皆さんや行政職員と力を合わせ、それぞれの分野の地域課題の解決に取り組みながら活躍をしてくれました。

ただ、考えなければならないのは、その任期終了後の状況であります。現在までの募集・採用の実績と、その任期終了後の状況を示していただきたい。

また、そのほかにも、町内で働き始めたものの短期間で離職、町外へ転出している事例が多いように感じます。佐用町の情報発信において大きな役割を果たしている佐用チャンネルがありますが、その番組制作を担っているNPO法人まちかどにも若手職員として携わってくれています。協力隊員で、その任務に当たったり、また、その制作スキルをもち佐用町にUターンした若者が活躍はしてくれるのですが、短期間で離職し再びこの町を離れています。

町役場においても新卒新規採用の職員が数年以内に離職し町外へ転出しているとの報告も受けております。このような若者世代の離職、地域離れについて、現状をどう受け止め、どのような対策をとるべきだと考えているのでしょうか。町長の見解を伺います。

議長（小林裕和君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、千種議員からの地域おこし協力隊等の定住状況をどう考

えるかのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、佐用町が採用しております地域おこし協力隊制度につきましては、都市部から住民票を移し、退任後の定着を目指す国版地域おこし協力隊と、兵庫県独自の制度である県版地域おこし協力隊がございますが、今回の質問につきましては、国版地域おこし協力隊に対するご質問であるというふうに思いますので、そちらの状況についてお答えをさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、県下で最も早く、平成 23 年度より隊員の任用を行い、平成 26 年度までに、農作業の支援や都市部住民との交流などを行う隊員 2 名に活躍をいただきました。

平成 27 年度以降も、同じ条件において隊員の募集を行ってございましたが、応募者のニーズの変化や多くの過疎自治体が募集を行う状況にあつて、残念ながら応募がないという状況でございました。

その後、地方創生の潮流により地方移住への関心が高まる中、本町においても都市部の若い方が定住をするきっかけとなるよう、平成 28 年度からは担当部署を農林振興課から企画防災課へ変更し、新たな分野及び条件において募集を行ってまいりました。その結果、町の非常勤職員として、農業振興・林業振興・定住促進・観光振興、及び情報発信等の各分野において 5 名の隊員が活動をしてまいりました。

また、平成 31 年度からは、任期終了後の定住や生業の確保につながるるとともに、町の資源などを生かした活動が展開できるような工夫を行い、新たに、起業や就農を目指す隊員の募集も開始したところであります。

その結果、起業分野で 2 名、また、就農分野にて農業を目指す隊員 1 名を採用し、その後も令和 2 年度に会計年度任用職員として農業振興分野に 1 名、令和 3 年度に就農分野において、新たに 2 名を採用したところでございます。

本年度 4 月には、このうち 3 名の隊員が 3 年の任期を終え、現在は、国版の地域おこし協力隊として、4 名の方が活動を行っていただいているというところでございます。

佐用町における地域おこし協力隊の任期終了後の定住状況につきましては、制度が始まって以来、採用者が延べ 10 名、そのうち定住している者が 5 名となっており、定住率は 50% となっております。総務省の調査においては、令和 3 年 3 月末時点で、全国およそ 53% ということになっておりますので、本町の場合は統計上の母数が少ないために、単純に比較はできないものの、定住率は、さほど大きく乖離はしてはいないかと、国の統計と乖離していないかというふうに認識をいたしておりますが、引き続き、定着への取組について支援してまいりたいというふうに考えております。

地域おこし協力隊を支援する体制といたしましては、主担当である企画防災課を始め、各関係部署において、活動及び生活等における支援を行っております。具体的には、毎月 1 回、全隊員と関係職員等が集まり、活動状況や課題を共有するミーティングを実施をしているほか、年 2 回の個別ヒアリングにおいては、活動だけでなく、生活面の悩みや困りごとなどについても相談を受ける機会を設けております。しかしながら、職員だけでは、専門性に乏しく、また、ビジネススキルを有していないなど課題も多く残るために、起業や就農分野の隊員については、専門性を有するコバコ株式会社や佐用農業生産組合、また、さよひめ営農や元気工房さようなどを委託先として、活動の支援を行っていただいているところでございます。

また、地域おこし協力隊への支援体制を強化すべく、自身も地域おこし協力隊として活動した経験があり、退任後に起業を行うとともに、県版地域おこし協力隊として活動を行う隊員を、中間支援的な役割を有するアドバイザーとして任命もしているところであります。

職員では難しい実体験や専門的な知見による起業や生業づくりの実現に向けてアドバイス、または、地域や関係各所との関係性構築の支援などを行い、活動をサポートするとともに、定着へ向けた支援体制も整えているところでございます。

また、町内13か所の地域づくり協議会にかかわる地域ミッションについても、地域の皆さんと関わるきっかけづくりや、地域の現状・課題を知る場として活用し、地域活動への積極的な参画や任期終了後の定住先の検討などに活用ができるものというふうに考えているところであります。

これまで、様々な理由により任期終了後に定住に至らなかった隊員につきましては、佐用町から離れて、それぞれの人生を歩むという選択をしておりますが、任期中に行っていた活動や取組、佐用町に新たな風を吹き込んでくれたことには違いありませんし、今後も佐用町の応援団、あるいは関係人口として、引き続き関心を持ってきているものというふうに思っております。

現在も、定住促進分野1名の募集を行っておりますが、今回から応募者には「1日体験ツアー」の参加を必須の条件といたしております。これは、将来的に本町に定着をしていただくに当たり、事前に現地にお越しいただいた上で、生活環境や活動内容をよく知っていただき、本人の将来ビジョンとのミスマッチが起きることを防ぐために実施するものでございます。

地域おこし協力隊も含め、若い世代の定着に向けて課題となるのは、「仕事」と「地域とのかかわり」ではないかというふうに思いますが、仕事につきましては、本町の民間事業者の求人状況等を鑑みても、決して仕事がないわけではございませんが、若い世代が望む職業や働き方、勤務条件等とマッチしていないというのが現状ではないかなということと考えております。

町では、令和2年度より「さよう星降る町のビジネスプランコンテスト」を実施をし、起業を目指す方の発掘・支援を行うほか、商工会と連携をした中小企業者創業支援事業や起業セミナーの実施などにも取り組みまして、新たな生業創造の支援に取り組んでいるところでございます。

今後も、意欲のある若い世代のニーズや時代の流れを踏まえながら、さらなる支援策を講じてまいりたいと考えております。

また、「地域とのかかわり」につきましては、時代の流れとともに変化するライフスタイルや価値観などにより、田舎特有の地域の慣習や活動、また、密接な人間関係への抵抗感など、若い世代が積極的な参画をためらう状況があることも事実であり、将来を見据えた持続可能な地域のあり方についても検討をしていく必要があるというふうに考えております。

しかしながら、地域とのかかわりの中で人に必要とされ、頼りにされる充実感や、地域をフィールドとして自己実現することによる達成感などについては、他では得られない体験でもあり、昨今の田舎回帰が人気となっている要因の1つでもあろうかというふうに思います。

そして何よりも、佐用町や地域に対する愛着を育む教育や経験を通して、地域おこし協力隊のような移住をされる方だけでなく、佐用町に住み、また、かかわる人の人材育成も着実に進めていかなければならないというふうに感じています。

今年2月に実施をいたしました「さようみんな活フォーラム2022」の若者ミニシンポジウムに参加してくれた佐用高校生が、ボランティアや地域づくり活動などに参加することを通じて、人々の温かさに触れ、地域への想いが強くなったというふうに話してくれました。

これからは担う若い世代の方々が集い、協力し合い、そして刺激を受け合える機会やコ

コミュニティの構築などを含め、この佐用町で夢を実現できる、そんな環境づくりを、今後、進めてまいりたいというふうに思っております。

また、町職員が数年以内に離職をし、町外へ転出をしているとのことでございますが、離職をしてまでするのではなくって、町外にだけに転出する職員も、当然、おりまして、過去5年間の新規採用職員50名のうち、佐用町を退職した職員は10名というふうになっております。

退職の理由は様々なもので、婚姻に伴う転出など、やむを得ない理由も、当然、多くありまして、必ずしも地域での生活や町職員としての勤務条件に不満を持って地域を離れているというものばかりでは、当然ないというふうに考えております。

また、近年の就職氷河期世代への採用枠の拡大や、保健師や保育士の慢性的な人員不足等の背景もありまして、特に専門職においては、一旦退職しても、また、再就職しやすい環境にあることから、給与面等の条件がよい都市部の自治体や、住居に近い自治体等へ転職するケースも見受けられております。

町といたしましては、高卒初任給の見直し等、近隣市町と比較して見劣りしない勤務条件への改善、当然、これは行っておりますけれども、今後とも、そこは佐用町だけが、そうした給与面での改善を単独にするわけにはいきませんが、近隣市町との比較の中で見劣りしないようには取り組んでまいりますし、また、町内在住の職員だけでなく、町外から勤務する職員も一体となって佐用町のために働くことへの機運の醸成に、引き続き努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今回の質問の中で、僕の文書が地域おこし協力隊ということが中心に書いてあるんですけども、途中に書いてありますNPO法人の職員、NPO法人の職員なので、法人職員ですので、とりたてて佐用町がどうこうするという権限はないんですが、やっぱり、町職員のことも書いております。

それ、どうしてかと言いますと、やはり佐用町は人口が減少しているという大きな課題の中で、当然、全体の人口というのにも必要なんですが、やはり、生産年齢人口15歳から64歳と言われる、次の世代を担っていただけるような、働いていただけるような人材が、きっちりと、やっぱり、この町で暮らせていけないといけないのかなと思います。それは、人口、数だけの問題ではなしに、人口が減ることによって、やっぱり社会福祉の制度等々が、なかなか成り立たなくなっているという背景がありますので、そういった意味で、質問をさせていただきました。

現実と言うと、地域おこし協力隊の人数、先ほど、定着率約53%、佐用町の場合は何ぼだったっけ、50%、全国平均とあまり変わらないということで、分母も小さいのに、特にこれがよくできているとか、できていないということをする必要はないんですけども、やっぱり、その世代、若手である。また、技術を持っている。スキルがある。また、意欲的、やる気のあると言われる人材が、途中で、やっぱり、この町を離れるということ自体に問題があるのかなということで、質問をさせていただきました。

その中で、1個1個言いますけども、先ほどの地域おこし協力隊に関してでございます。先ほど、定着率につきましては、大体全国平均なのかなということなんですが、実は、昨年11月の神戸新聞の記事を見ますと、近隣の朝来市は定着率が87%ということで、約9

割近くの人材が任期終了後も定住、定着をされているということでした。

記事の内容を読みますと、やはり応募段階からの支援が功を奏して、きっちりと、先ほど、町長の答弁の中にもありましたマッチングができているということで、きっちりと任期の終了後も定着しているということなんですけれども、先ほど、答弁の中にもありました、今現在、募集している協力隊には、体験ツアーの参加を必須とされているということなんですけれども、そのへんの内容であったり、そのへんを、ちょっと詳細に教えていただきたいんですけれども。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） お答えをいたします。

まず、体験ツアーでございますが、佐用町の場合、これまでの隊員の就任いただいた方の中で、特段大きなミスマッチということがあったわけではございません。

退任後、転出された方というのは、ご家庭の事情であったり、結婚されたりということで、転出をされているので、大きなミスマッチがあったわけではないんですが、ただ、先ほど、朝来市の事例をおっしゃいましたけれども、退任後の生活が、もっとより具体的にイメージができるほうがいいだろうということで、これまでも、実は、体験ツアーというのは実施はしておりましたが、これは任意での参加ということにしておりましたんですけれども、今回からは、これに必須にさせていただきますして、佐用町内を、まず、見ていただく。それから、丁寧に条件、それから、町側が思う、この活動の内容。それから、考えられる退任後の生業のあり方、こういったことを丁寧に説明した上で、正式に応募をしていただき、少しでも定着をしていただけるように持って行きたいと、こういうような思いで、今回、こういうのを必須にしたということでございます。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） それは、やっぱり重要なことなのかなと思います。

やはり50%というのが、それが多、少ない。先ほども言いましたように、その数字にこだわるわけではないんですが、やはりこの佐用町に興味を示された、佐用町で働いていこうとした方が3年任期終了時であったり、任期終了時、何人かいらっしゃいましたね。ちょっと、働いたけれども、やはり出ていかれたというような事例もあったように思っております。

やはり、それは、仕事が、先ほどの、やっぱりマッチングを、あまり間違っていないということだったんですけれども、家庭の事情、仕事の事情、仕事がないというのが、一番の大きな理由なんですかね。どのように認識されていますか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） もう少し、では、退任後の状況をのほうを、述べさせていただきます。

こうと思いますが、先ほど、答弁の中でありましたとおり、退任して転出をされた隊員の方、5名でございます。

退任と同時に転出をされた方は2名でございます。これは、親類の事業を手伝うからとか、結婚されるからということで、転出をされたわけでございます。

残りの3名につきましては、一定期間、本町の中で定住をされ、県版の協力隊として活動をいただいたり、農業や観光業に就いておられたわけですが、ご家庭のご都合等で転出をされておられます。

ですので、この状況を見ますと、決して、仕事がなかったからということは、一概には言えないのかなというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） 今の答弁の中でもありましたように、直後は2名で、あと一定期間働かれたけども出ていかれた。

先ほどからあったように、着任前から現地とのマッチングということなんですけれども、就農の中でもありますように、最初のマッチングの時に、本当に具体的な働き方、これは、その地域おこし協力隊だけじゃなしに、ほかの議員の質問にもあったような、農業のことに関してそうなんですけれども、例えば、その農業のほうで、就農という形でくくってしまうんですけれども、その就農をマッチングするといった時に、農業を経営することに対して、何がボトルネックになっているのか。どこに課題があるのかというようなことを、きっちり、それ協力隊の就任のことだけじゃないんですけれども、本当に、やっぱり考えていく必要があるんじゃないかなというふうに感じています。

就農、特に、農業支援という分野が、特に、僕の中では目立っていましたし、この佐用町としては、課題として解決していただきたいところなんですけれども、その中で、3年間という期間の中で、今、見させていただいて、やはり栽培技術の習得というのが、3年間の主な仕事・業務になっているのかなというふうに思っていますが、現実には、やっぱりしなくてはいけないのは、農業経営なのかなというふうに感じています。

その中で、先ほど、言いましたボトルネック、課題がどこにあるのか。この佐用町に住んで、自分が使おうとする農地の取得や確保が課題があるんですよというようなこともあるでしょうし、また、農業技術、全くの素人なので、ここへ来てから栽培の仕方を習いたいというのも1つの課題でしょうし、また、よく言われる農業の機械や資材の設備を買うことに対して資金的な援助が何かないのだろうか。それは、佐用町がすべきことなのだろうか、県や国に、そんなものの支援制度があるのだろうかというのを丁寧にケアをする。

また、一番大切な販路や販売方法というのを、一緒に模索しようであったり、反対に、それで移り住んだ人が、新たな販路を開拓するようなことを手伝えるべきなのかというようなことを、具体的なボトルネック部分を解決、克服した例があれば、佐用町の農業もうまくいっているんですけれども、なかなかないんですけれども、そういったことを、きっちり示して、一緒になって解決しようというような取組、今、これ、ちょっと農業の事例で言ったんですけれども、観光にしてもそうですし、起業のほうにしてもそうなんですけれども、やっぱり、もう一段踏み込んだ丁寧なコーディネートというのが必要かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君）

江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） その課題を最初に示すというお話ですと、農業の分野については、まだ最近、ここ3年ぐらいで、就農の分野ですね、非常勤職員とか、会計年度任用職員で雇って、佐用風土をPRするとか、そういった分野は、もう少し前からさせていただいておりましたが、就農するとかいう分野については、まだ、最近、取組を始めたところ
です。

最初に、そういった課題、こういったボトルネックがあるんですよという説明というのは、先ほども申しあげました体験会、こういった時に、来られた方については、そういうことを丁寧に説明はさせていただいておりますが、これまでは必須としておりませんでしたので、やはりいきなり書類審査と、それから面接だけで来られる方については、なかなか、そこまで事前にお伝えするということはできていなかったということは事実だと思います。

なので、今回、このような形で、体験会について必須にさせていただいたということです。

例えば、農業の分野で、今、おっしゃいましたので、その分野で言いますと、農業と言っても、非常に範囲が広くございます。水稻もあれば、野菜もありますし、例えば、三日月で言えば、ぶどうとか、そばとか、そういったものもございます。

全国でよくあるのは、例えば、ぶどう農家を継業するというような、そういうような隊員を募集しますというようなこともございますが、残念ながら、これ、その継業する元の方がいらっしゃらないとできませんので、佐用町の場合は、そこまで絞った募集というのは、今のところはしておりません。

で、農業分野で言いますと、今特に、町のほうで力を入れておりますのは、農の匠でございます。これで、3年間、隊員が、協力隊については、3年間という期限でございますが、まず、1年目は、この農の匠の運営にお手伝い、あるいは携わりながら、そこで勉強して学ぶ。農の匠の塾生の方というのは、月に何回とかという、塾の時に来られるんですけども、やはり、これ普段の管理が、どうしても要ります、その管理もしながら覚えていくというような形でございます。それが、1年目をイメージしております。

2年目、3年目と進むにしたがって、同じことばかりをしていても進歩がございませんので、その間に自分が進むべき道を考えていただいて、例えば、農地の取得に向かうのか、あるいは継業に向かうのか、そういったことを、残りの2年間で、もちろん農の匠にも参加をしながら、3年後の就農に向けて準備をしていただくと、そういうような形で、今のところはイメージをして、この協力隊の支援をしているということでございます。

町長の答弁の中にもございましたが、町職員、それから、関係の団体、こういったところが、一体となって、今も支援をしておりますので、そういった形で、今後も進めていきたいなというふうに思っております。以上です。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君）

庵途町長。

町長（庵途典章君） これ町民の皆さんも聞いていただいているんですけども、この地域おこし協力隊という、このイメージですね、本当に、今、全く、最初の地域おこし協力隊ということが、国が創設して、私たちが、私も、そういうふうに思っていたイメージと

は違うんですね。

当時、そうした人材がない。佐用町なら佐用町に対して、いろんな行政上、いろんな課題に対して、協力をしてもらえる、そうした人材が、派遣していただけると、そういうことを期待したんですけれども、実際には、そうではない。

今、ほとんど、言わば、人材を育成するという方、どれにしても、そこで経験をして、ただ、3年間というのは、本当に短いですよ。そういう意味では、経験をして、生業、起業、起こすまでの期間というのはですね。それだけ、十分準備をして来られる方、それまでにも、どこかで、そういう経験をしたり、技術を磨いて来られる方であれば、それは、その終了後、こうしたいという最初からイメージを、考え方を持って、計画を持ってきていただけるのであればいいですけれども、ほとんどはそうではありませんので。

そうかと言って、町が、町の思いに、枠にはめてしまうわけにはいきません。

これは、やっぱり個人の自由ですから、そのあたりが、今後、こうした制度を活用しながら、少しでも必要な人材を確保して、また、定住につなげていく。

特に、一番ほしいと言いますか、難しいという、ずっと、いろんなご質問にも出てくる農業や林業、そういう分野においては、協力隊に頼ると言っても、ここで生まれて、佐用町で育てている、そういう子供たち、次の世代自体が、なかなか、そうしたことに對して、先ほどのご質問にあったように、関わってこない中で、全く違う環境で生まれた、育った人が協力隊という名前の中で、そうした経験を積んでいただいても、なかなかすぐに起業につながるということは、本当に難しい事業だというふうに思っております。

少しでも、そういう今、先ほど、課長も答弁させていただき、私も、お話をさせていただいたように、いろいろな民間の企業にも、事業者にもお願いをして、その方の1つの将来に向けての生活設計として、目的を持って、この佐用町内で、本当に基盤を少しずつ築いていただけるような、そういう取組を、地道にしていくしかないかなと思います。

それが、最終的に定着率が50%になっても、それが30%になっても、そこは仕方ない。そこはそこで、それだから駄目だったということでもないと思いますし、できる限り、そういう方を育成していくという、育てていくという、そういう観点で、この地域おこし協力隊を考えないと仕方ないのかなというふうに思っております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） まさに、そこの考え方なのかなというふうに思います。

冒頭に言いましたように、僕、今回、この若者の暮らせる、仕事のできるということで、地域おこし協力隊を上げたんですけどいうのを、冒頭に申し上げたと思うんですけれども、募集の中で、やはり、いろんな全国の事例を見まして、今、いろいろな人材、先ほど、町長言われたように、ここへ来て3年間で育てるというのもありますし、割と定着しているところは、そのスキルを持たれた、外でも活躍された方が移住をしてきている。

僕、昨日もよく、事例に出すんですけれども、西栗倉へ行って、ちょっと、相談に行っていたんですけれども、そこも、昨日の場合は、地域おこし協力隊ではないんですが、今、いちごのハウスを3棟、4棟建てて、今、また、倍增するというので造成をされています。2か月前に開店したところが、今、忙しくて、忙しくて回らないというのを、若者がやっているんですけれども、彼らも移住者です。

彼らと話をしていると、やはり、地域おこし協力隊を募集する時でも、成功しているところは、ミッション型ではなしに、提案型。佐用町の場合も、就農、林業の支援、観光振

興、こういったことをしてくださいというので集めるんじゃないしに、大分県の竹田市なんか、すごく多いんですけれども、そこへ集まった協力隊が言っているのは、ああ、竹田行ったら、これが実現できるんやと。自分のやりたいことができるんだ。すごく理想論なので、すぐに、それができるとは言いませんが、そういった人材が集まって来ている。自分たちが自己実現をしたい人材が集まって来る町に、また、仕組みに変えられているという事例がたくさんございます。

そういった形で言うと、今現在も1人、募集されているんですけれども、これ多分、地域おこし協力隊の募集のところでは、いろんな話が出てくるんでしょうけれども、ミッション型ではなしに、応募者からの提案型というような取組なんていうのは、今、検討であったり、研究であったりというのは、されていないですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

佐用町のほうでも、ご承知のこととは思いますが、提案型という呼び方はしておりませんが、起業型の隊員を募集をしておりますして、その隊員が、この4月に2名、3年間を終えて退任をされました。

実は、この起業型を募集しようという、きっかけになったのが、確かに、今、千種議員がおっしゃったような理由でございます。

実は、その企業型の募集をする、募集をしようということの前に、今、おっしゃいました西栗倉の役所のほうに行きまして、担当と、当時、私も担当だったか、室長だったか、ちょっと忘れちゃったけれども、一緒に行きまして、お話を伺って、こういうことを、じゃあ、やってみようということで、初めて取組をさせていただいて、3年間が経過したということでございますので、佐用町のほうも、こういった考えで取組をしております。

この雇用型と委嘱型、うちで言うと起業型になりますけれども、どちらもメリットと言いますか、ございまして、この雇用型、いわゆる役場の中で、主に業務をする隊員については、非常に協力隊が孤立をしにくいし、また、いろんな情報交換もしやすいしというような、支援もしやすいというようなことで、こちらは、そういうメリットがございます。

また、うちで言う起業型につきましては、卒業後の姿が非常にイメージしやすいというメリットがございます。

どちらも一長一短ございまして、どちらが正解ということはないというふうに思っております。

実は、この3月だったと思いますが、この定住促進コーディネーター、雇用型のほうの隊員と起業型のほうの隊員を募集をしておりますして、残念ながら、定住促進のほうには応募がございませんでした。

起業型のほうには応募があったんですけれども、やはりその、面接や書類を見ていく中で、あまり、ちょっと内容のことは、人事採用のことですので、控えさせていただきたいとは思いますが、ちょっと、退任後の定住の可能性が、ちょっと、あまり高くないかなというような、採用基準に達しなかったのが、今回については、見送らせていただいたというような経緯もございまして、そういった取組をやっていないということではないということは、ご理解をいただきたいと思います。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 僕も各地のいろんな事例を研究させていただきまして、非常に、やっぱり興味を持っている方向性ですので、ぜひ、そういった部分で成果が出るように期待をしております。

それと、先ほど、なかなか人が集まらないということだったんですが、これも僕、いつも粟倉を事例に出す、近所なので、頻繁に通って教えてもらっているんですけども、やはりアンカーとなる人材、アンカーパーソン、キーパーソンがやっぱりいらっしゃるといのが、どことも大きいのかな。

いろいろ移住してきた若者とかに聞いても、別にここじゃなくてもよかったんです。この人に引かれて来ましたということなので、そういった人を見つける。育てるといような作業も、ちょっと注目してもいいのかなというふうに思っています。

その中で、冒頭に言いました、地域おこし協力隊に固執しているわけではございません。佐用町の情報発信ということに関しては、今日もたくさん見られているように、佐用チャンネルというのがありますけれども、それ番組の制作を委託している、これも NPO 法人ですので、NPO 法人の運営に対して、ここでどうこう言う気はないんですが、そこに関して、やはり若者、今まで、僕、聞いていた中によりますと、専門学校で映像制作を勉強した、じゃあ、地元に戻って頑張ろうかという形で、NPO 法人が採用した職員というのが、数年ごとに、やはり退職して、都会へ戻りますという形で戻っているんですけども、これも、よく町長言われる、よほど都会にも、いいところがあるんだろう。給料が高いとか、都会の生活がいいからという話もあるんですが、それ以前に、やはり自分のふるさとで頑張ろうとして帰ってきている若者が、そうやって、次々、また、戻っていく、このへんは、どんなような課題とか問題とかっていうのがあるようにお考えでしょうか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） お答えします。

先ほど、おっしゃられましたように、NPO 法人につきましては、佐用町が番組づくり、佐用チャンネルの運営に関して委託をしている NPO 法人でございますが、おっしゃられるとおり、常勤職員につきましては、平成 25 年から採用をしております。約 9 年間の間に 3 人の常駐職員が退職しております。

それぞれの退職理由は様々なのですが、主には、自身のやはりキャリアアップを目指して、都会での仕事への興味から退職、転出をしている状況にありますが、本人から細かくは説明を聞いてはいませんが、都会の暮らしにも憧れ、それから、新たな仕事へのチャレンジ、もともと、専門学校などで、先ほど言われたように学んだ内容を生かすことができる大きな企業、先ほど言われたように、専門学校で映像技術を学んだ者などは、東京に出て、NHK の下請けで働きたいんやいうことで出ていかれたケースもございますし、やはり、そういった学んだことを生かすことのできる職場、やりがい求めて都会に出ていく傾向にあると考えております。

今後においては、町としては、佐用チャンネルの運営や番組制作を行う上で、若者自身がアイデアや意見を出しやすい場、機会をつくりまして、仕事に積極的に携わっているという意識づけを持っていただくことが必要であると考えております。

それから、加えて、若者が、やりたいことを形にすることができる番組づくりなどを通して、地域の愛着を育むための取組も重要であると考えておりますので、そのような工夫を加えてまいりたいと考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） これもやはり、若者が定着したところの、やっぱり事例を聞くと、やはり自由度が高い、やりたいことができるというのが、やっぱり非常に大きな要素になっているように思います。

佐用町も、やっぱり、こうやってきっかけで、NPO 法人の職員であったり、地域おこし協力隊であったり、また、何かのご縁があって、Uターン、また、Iターンして来られた若者が、せっかくご縁があったんですから、そういった人材が、生き生きと働いて、この町で活躍できたよね。賃金だけじゃない部分でも、できるような、ちょっと、まちづくりを推進していただけたらなと思います。

ちなみにですと、先ほどの地域おこし協力隊なんですけれども、総務省の統計ですけれども、先ほど言いました起業型であったり、就職型があるんですけれども、起業、自分たちで業を起こした職種の第2位がデザイナー、写真家、映像制作らしいんですよ。

ですから、こういった職種、業種というのは、地方へ行っても、やっぱり都会じゃない仕事ができるよということで、現実には、そういった分野で生活をしているという若者も、やっぱりいらっしゃいますので、そのへん、映像制作を、決して、NPO 法人まちかどさんのやり方をどうこう言うんじゃないんですけれども、僕も実は、メンバーで入っているんですけれども、なかなか高齢化したりして、いろいろと運営自体も困っているんですけれども、ぜひ、そういった若い世代たちが活躍できるような取組、ひょっとしたら、それはNPO 法人内でするのか、ひょっとしたら、それ以外で、その仕事を出すのかという可能性はあるんですけれども、そのへん、ちょっと、課長、どんな感じですか。

〔情報政策課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 三浦情報政策課長。

情報政策課長（三浦秀忠君） 議員、おっしゃられたとおり、可能性としては、かなり広がりはあるかと思いますが、実際、ご存じのように、やっぱり組織の中の人材のジェネレーションギャップというの、かなり感じておる部分もございまして、専従職員が1名ということもありまして、なかなか、そこの調整役、コーディネーターとしての側面もございまして、なかなか難しいのはございますが、できるだけ、そういう、議員がおっしゃられるような自由度を求めて、自分が運営していくような立場になっていただけるような仕組みを考えていきたいと思っております。以上です。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） すみません。また、江見課長に戻るんですけれども、先ほど、地域お

こし協力隊だけじゃない、若者の就労という形だったんですけれども、粟倉のほうにも、やはり行かれた。

粟倉で、僕も聞いていますと、彼らの生活を全て村役場が支えるというわけではないんですが、割と、そういった移住してきた方々に、町の業務をアウトソーシング、委託をしているというような話、これも生活の中の一部として、生業の1つとして、それも助かっているんですよという話があるんですけれども、今現在、そういった、協力隊の退任後等々には、そういった町からの仕事の委託とかというのは出ていないんですかね。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（小林裕和君） 江見企画防災課長。

企画防災課長（江見秀樹君） 失礼いたします。

今、千種議員がおっしゃられたような直接的に役場がしているということは、ちょっと、私が知る限りはないんですけれども、移住・定住の佐用にきて一ななどで、佐用鹿青年部が非常にご尽力いただいていますけれども、その仕事として、一部の卒業した隊員の方が、仕事をしていただいていると、そういうような事例はございます。

おっしゃるとおり、全国的に見れば、確かに、協力隊のOBの受け皿として、例えば、観光分野ですとか、移住・定住業務なんかを受託する団体を設立して、協力隊を採用したり、あるいは、協力隊が立ち上げた一般社団法人ですとか、そういったものに委託をしているケースも見られます。

兵庫県でも協力隊のOBが、地域おこし協力隊ネットワークという団体を立ち上げて、県内の協力隊の相談、それから、アドバイス事業、それから研修事業、こういったことを担っていただいております、私どもの佐用町の隊員も、こういった研修事業に参加をさせていただいたりもしております。

こういったケースは、その協力隊の卒業者の仕事の創出とか、そういった面では、確かに効果もありますし、機能している団体もあるようには認識はしておりますけれども、一方で、自治体の費用面の増大ですとか、あるいは自治体のほうが業務を、その団体に任せきりになってしまう。そういった例ですとか、逆に、双方が似通った業務を行うことになったりとか、そういう事業の実施に関して、やっぱり連絡調整機能が不足するとか、そういうような懸念もされているところです。

そのため、なかなかこう、一律的に、そういう団体をとということにはならないし、また、そういう関係課と、その役割とか、町の関わり方とか、財源とか、そういったことで、かなり慎重に検討をしなければいけない事案じゃないかなというふうに考えております。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9番（千種和英君） そうですね、一朝一夕に、じゃあ、それが全ていいですよと、僕も言うつもりはないんですけれども、西粟倉村でしたら、先ほど言いましたように、コーディネーター部分だけじゃなしに、確か、村営住宅の管理は、民間の会社に委託する。佐用町が、町営住宅、何か管理をする時に、業者に言って、そこから2つ行くんじゃないし、そこに委託しているところをお願いしたら、自分ところで修理も全てできるというような形でされたりもしております。

まあ、それは、1つの事例なんですけれども、そういった形で、今からの若い世代が活躍できるような受け皿づくりというのも必要であり、また、行政のほうも、いろんな専門職も増えてきております。そういったことは、今後の研究課題なのかなというふうに思っております。

最後になるんですけれども、町長のほうから、そんなには辞めていないですということなんですけれども、5年間で50人採用して、10人が退職、これに対して20%というのが、多いのか少ないのか、僕、ちょっと、ここは調べるのを忘れていたんですけれども、こうなんですよということなんですけれども、何かないですかね。やっぱり、おっしゃったように、全てが業務が嫌やって辞めているわけではない。当然、結婚であったり、いろんな居住の問題、当然、居住なんていうのは、どこに住んでもらっても自由なので、なかなかそうなんですけれども、その人材確保という面であったり、やっぱり、今から佐用町を、先ほど、町長が言われたように、佐用町の役に立ちたいというような機運の醸成とかいう部分で言うと、何か寂しいような気がするんですけれども、何かいい方策はないですかね。

〔町長 挙手〕

議長（小林裕和君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） この数字が、多い少ないということは、いろんな見方があると思うんですけれども、私は、こんなものかなというふうに。今の時代の中で。これまででもそうだったのかもしれませんが、特に、今、生活圏も非常に広がっています。若い人たちにとって、自分の生まれた町という、ただ、佐用町だけが生活圏だけじゃなくって、仕事ということもありますし、その中でも、通勤圏範囲というのは、非常に広くなりました。

だから、採用している、また、応募してくる職員の状況を見ても、いわゆる町外から応募してくる職員のほうが多い。まあまあ、そんな状況ですよ。

それと、若い職員と言っても、特に、これは、全部、保育士なんかの人数も全部入っていますから、結婚して、お相手の方が、当然、そちらへ、姫路のほうとか、神戸の方と結婚しますという形が出ていますから、そうすると、仕事は続けるとして、保育士が嫌じゃない。佐用町の職員が嫌ではない。そういう資格があれば、そこへ、どこへ行っても、その仕事は、当然、続けられますし、ですから、特に、私が思うのは、佐用町の職場、役場に勤めていても、この自分の家庭、家をつくるとか、どこに生活の拠点を置くという中で、先ほど言ったように、生活圏が非常に広い、そういう中で、子育てのこと、また、当然、お互い、配偶者の仕事も、当然ありますから、そういう関係の中で、姫路のほうから通う、それから、たつのや上郡とか、そういうところは、もう当たり前ですからね、だから、そのへんは、以前の考え方とは、かなり考え方を変えて捉えなければならない。そういう時代ではないかなと、そういうふうに思っています。

だから、50人の中で、10人が、そうした退職されても、それは、当然、また、新しい人を採用もしているわけでありまして、決して、それが多という状況ではないというふうに思いますし、それをあえて、何か対策で、そういうことがないように、逆に、それぞれの人たちを、町として規制するというのか、縛るというようなことは、これはできません。

〔千種君 挙手〕

議長（小林裕和君） 千種議員。

9 番（千種和英君） 今回の質問につきましては、若者世代のやっぱり就労、定着ということに着目したんですが、やはり星の町さようです。星都さようです。星も輝いていますけれども、若者世代が輝きながら働ける、夢が持てる、そして、当然、高齢者の方々にも、その若者たちの力で、また、さらに輝いていただいて、それぞれの世代で役割があるかと思えます。

しかしながら、やはり次世代を支えていく若年層の支援というのも、引き続き必要かと思えます。

そういった、まちづくりをお願いしまして、私の今日の一般質問を終わらせていただきます。

議長（小林裕和君） 千種和英議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと4名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（小林裕和君） 異議なしと認めますので、これにて本日の日程を終了します。

次の本会議は、明日、6月10日、金曜日、午前10時より再開します。

本日は、これにて散会します。どうも御苦労さまでした。

午後03時26分 散会